

公立大学法人宮城大学「中期計画」検討資料

大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】	大学案に対する意見	修正案
<p>公立大学法人宮城大学は、法人運営の指針となる中期目標を達成するため、次のとおり中期計画を策定する。</p> <p>第 1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p><u>全学的な目標に関する具体的方策</u></p> <p>平成 24 年度以降共通教育の改革を実施し、現代の社会人に必要な国際コミュニケーション能力や情報処理能力の養成、健康で豊かな人間性をもつ<u>人間の形成に努めるほか</u>、専門教育を受けるのに必要な基礎科学力の底上げを図る。</p> <p>【看護学部】</p> <p>専門教育の目標に関する具体的方策</p> <p><u>看護学部の人材養成目標をいっそう確実に達成するために、専門教育のカリキュラム改革を実施し、引き続き看護実習を重視しつつ、必修科目削減、科目のスリム化、体系化、科目間連携強化を実現し、科学的知識と高い看護技術とともに幅広い人間力とをもった看護職の養成を行なう。</u></p>	<p>・「中期目標」の記載を「中期計画」に記載すれば、右のような修正も考えられる。</p> <p>・中期目標を受けて、さらに具体的な重点項目を記載出来るものがあれば、右の修正案の下に記載することは良いと考える。</p> <p>・項目名を修正。</p> <p>・「人間の形成」を「人材の養成」に、「ほか」を「とともに」に修正。</p> <p>・項目名を修正し、学部名との構成を入替。</p> <p>・「とともに幅広い人間力とを」を「，豊かな人間性を」に修正するなど、文言整理。</p>	<p>公立大学法人宮城大学は、法人化による自主的・自律的で、効果的・効率的な運営を行う「県民の大学」として卓越した地域の教育研究拠点となるため、法人運営の指針となる中期目標に基づく具体的な中期計画を次のとおり策定する。</p> <p>第 1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 学士課程</p> <p>(イ) 共通教育</p> <p>現代の社会人に必要な国際コミュニケーション能力や情報処理能力の養成、健康で豊かな人間性を持つ人材の養成に努めるとともに、専門教育を受けるために必要な基礎科学力の底上げを図る。</p> <p>(ロ) 専門教育</p> <p>〔看護学部〕</p> <p>看護実習を重視しつつ、必修科目の削減、科目のスリム化・体系化、科目間連携強化などのカリキュラム改革を実施し、科学的知識と高い看護技術、豊かな人間性を持った看護職を養成する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>卒業後の進路等に関する具体的方策 学生の支援を行なって学生の希望する進路(大学院進学を含む)決定率を高く維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア開発室と連動して，学部として看護師，保健師の国家試験及び看護師・保健師・養護教諭の万全の就職体制を維持する。 ・就職率を現行のほぼ 100%の極めて高い水準に維持する。 ・県内への就職率は 6 年間の平均で 50%以上とする。 ・卒業後の助産師（助産師養成機関），専門看護師（大学院修士課程），認定看護師（認可機関），国際的に活躍する看護師，研究者（大学院博士課程）等のより高度かつ専門的なキャリアパスの機会を可能なかぎり提供する。 <p>教育の成果の検証に関する具体的方策 在学生等に対する教育目標達成度の検証の仕組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の授業評価を統一様式により実施する。 実施対象科目の科目実施率をほぼ 100%とする。 各科目の学生回答率を 80%（母数は単位取得者数）以上とする。 ・卒業時に全卒業生への学生満足度調査を実施する。 ・卒業生及び医療機関等雇用者側への卒業調査を実施する。 成果の分析による教育方法やカリキュラム改善への反映 ・授業評価，学生満足度調査，卒業生評価，雇用者側評価等によって教育成果の検証を行ない，これを各教員の授業改善並びに FD 及び教授会を通して，組織的に教育改善，教育環境改善に反映させる。 ・これらの教育評価及び改善への反映の実施主体は，各学部の教務委員会及び全学の学務入試委員会とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「卒業後の進路等～」については，（４）ハ「就職支援」に文言を整理して記載（35・36 頁）。 ・「県内への就職率」については，第 2 - 1（１）「県民の高等教育機関としての役割」に【数値目標・目標年度（例）】を記載（44 頁）。 ・「教育の成果の検証～」については，（３）ロ「教育及び教員の質の向上」に文言を整理して記載（27・28 頁）。 	

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>【事業構想学部】 —専門教育の目標に関する具体的方策 事業構想学部の人材養成目標をいっそう確実に達成するために、教員組織の充実・高度化を進め、文理融合を図る専門教育のカリキュラム改革を実施し、基礎ゼミから演習、総合研究、卒業研究に至る少人数教育の体系化、<u>産業実習</u>の拡大、経営・起業科目の充実を行なうとともに、英語、会計、コンピュータの高度な能力を身につけさせ、<u>地域においてまた国際的に</u>即戦力となる優秀な人材を養成する。</p> <p>卒業後の進路等に関する具体的方策 学生の支援を行なって学生の希望する進路(大学院進学を含む)決定率を高く維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目「キャリア開発」の充実，キャリア開発室の充実等を通じて，社会人としての基礎力を養成し，学生のキャリア開発を促す。 ・高い水準の就職率 95%以上を維持する。 ・地域と連携した教育の充実，進出産業関連科目設置などにより県内就職率 35%以上を維持する。 ・県内・県外企業による企業説明会を開催するなどして，学生の希望する優良企業への就職を促進する。 ・卒業生へのキャリア開発支援 ・卒業生のキャリアアップのため，非正規雇用者への再教育，Uターン希望者のために支援を行なう。 <p>教育の成果の検証に関する具体的方策 在学生等に対する教育目標達成度の検証の仕組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の授業評価を統一様式によりに実施する。実施対象科目の科目実施率をほぼ 100%とする。各科目の学生回答率を 80%（母数は単位取得者数）以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名を削除。 ・「産業実習」を「インターンシップ」に修正。 ・中期目標で記載した「人材像」を反映させて，文言整理。 ・「卒業後の進路等～」については，(4)八「就職支援」に文言を整理して記載(35・36頁)。 ・「県内就職率」については，第2-1(1)「県民の高等教育機関としての役割」に【数値目標・目標年度(例)】を記載(44頁)。 ・「教育の成果の検証～」については，(3)ロ「教育及び教員の質の向上」に文言を整理して記載(27・28頁)。 	<p>〔事業構想学部〕</p> <p>教員組織の充実・高度化を進め，文理融合を図る専門教育のカリキュラム改革を実施し，基礎ゼミから演習，総合研究，卒業研究に至る少人数教育の体系化，インターンシップの拡大，経営・起業科目の充実を行うとともに，英語，会計，コンピュータの高度な能力を身につけさせ，各種事業を総合的にプロデュースでき，地域社会及び国際社会において即戦力となる優秀な人材を養成する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>・卒業時に全卒業生への学生満足度調査を実施する。 ・卒業生及び企業等雇用者側への卒業調査を実施する。 成果の分析による教育方法やカリキュラム改善への反映 ・授業評価，学生満足度調査，卒業生評価，雇用者側評価等 によって教育成果の検証を行ない，これを各教員の授業改 善並びに FD 及び教授会を通して組織的に教育改善，教育 環境改善に反映させる。 ・これらの教育評価及び改善への反映の実施主体は，各学部 の教務委員会及び全学の学務入試委員会とする。</p> <p>【食産業学部】 —専門教育の目標に関する具体的方策 食産業学部の開設 5 年目になる法人化時点で現代の食産 業の人材養成目標に即ち沿うようなカリキュラム改革 を実施し，食材・食品の生産・加工，流通，飲食，再生の産 業で生物・化学・工学系の技術力と経営経済系の管理力を融 合した地域においてまた国際的に即戦力となる人材を養成 できるようにする。</p> <p>卒業後の進路等に関する具体的方策 学生の支援を組織的に行なって学生の希望する進路（大学 院進学を含む）決定率を高く維持する。 ・キャリア開発およびキャリア開発室の充実等を通じて，社 会人としての基礎力を養成し，学生のキャリア開発を促 す。 ・高い水準の就職率，できるだけ 95%以上を実現する。 ・必修インターンシップ等の地域と連携した教育の充実等 により，県内就職率にも配慮する。（第 1 期生の実績で数 値目標を定める） ・県内・県外企業による企業説明会を開催するなどして，学</p>	<p>・項目名を削除。 ・「現代の食産業の人材育成目標」は あいまいな表現なので削除し，全 体的に文言整理。</p> <p>・「卒業後の進路等～」については， （４）八「就職支援」に文言を整 理して記載（35・36 頁）。</p> <p>・「県内就職率」については，第 2 - 1（１）「県民の高等教育機関とし ての役割」に【数値目標・目標年 度（例）】を記載（44 頁）。</p>	<p>〔食産業学部〕</p> <p>カリキュラム改革を実施し，生物・化学・工学系の技術力 と経営経済系の管理力を備え，地域及び国際的な食材・食品の 生産・加工，流通，飲食，再生の産業において即戦力となる 優秀な人材を養成する。</p>

大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】	大学案に対する意見	修 正 案
<p>生の希望する優良企業への就職を促進する。</p> <p>教育の成果の検証に関する具体的方策 在学生等に対する教育目標達成度の検証の仕組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の授業評価を統一様式により完全実施する。実施対象科目の科目実施率をほぼ 100% とする。各科目の学生回答率を 80%（母数は単位取得者数）以上とする。 ・卒業時に全卒業生への学生満足度調査を実施する。 ・卒業生及び企業等雇用者側への卒後調査を実施する。 <p>成果の分析による教育方法やカリキュラム改善への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業評価，学生満足度調査，卒業生評価，雇用者側評価等によって教育成果の検証を行ない，これを各教員の授業改善，並びに教員集団研修 FD 及び教授会を通して組織的に教育改善，教育環境改善に反映させる。 ・これらの教育評価及び改善への反映の実施主体は，各学部の教務委員会及び全学の学務入試委員会とする。 <p>—各年度の学生収容定員・入学定員・編入学定員は別表のとおり（変更したい場合には，理由とともに記入）—</p> <p>看護学部 事業構想学部 食産業学部</p> <p>（口）大学院課程</p> <p>目標を実現する大学院博士課程前期 2 年の課程（修士課程）及び後期 3 年の課程の具体的方策を整える。慎重・周到に準備し，できれば平成 22 年度には，看護学研究科の課程を博士課程に変更して博士課程後期 3 年の課程を設置するとともに，食産業学研究科修士課程完成後できるだけ早く同</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育の成果の検証～」については，（3）口「教育及び教員の質の向上」に文言を整理して記載（27・28 頁）。 	<p>口 大学院課程</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>課程を博士課程に変更し、博士課程後期 3 年の課程を設置する。</p> <p>【看護学研究科】 —看護学研究科の大学院教育の目標に関する具体的方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程に研究者養成コースと高度職業人養成コースを設け、<u>高度職業人養成コースに専門看護師養成プログラムを導入実施し、その成果をあげる。</u> ・博士課程を設置し、<u>修士課程（前期課程）の高度職業人養成に加えて、後期課程で看護学分野において自立的な研究能力を持つ高度職業人や研究者・大学教員を養成する。</u> <p>高度な専門的知識を修得させる教育カリキュラムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程に「感染看護」「小児発達看護」「地域保健看護」分野の専門看護師養成プログラムを導入するのに伴うカリキュラムの充実を行ない、円滑に実施する。 ・博士課程の設置によって、後期課程のカリキュラムと研究指導体制を確立し、自立的な研究者養成において確実な成果を挙げる。 <p>人材育成目標に応じた大学院教育システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程の高度職業人養成（専門看護師養成、現任看護師再教育）及び研究者養成（他大学・本学博士後期課程進学）のそれぞれに対応した入試方法、教育課程、修了要件を整備する。 ・博士課程後期課程では、各領域看護を医療機関・在宅・地域の各広域に連携統合する授業及び研究指導の教育システムを築き、現代的な広い視点をもった看護各領域の専門的な自立的な研究者を養成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名を削除。 ・コースの設置は既にあるので削除し、文言整理。 ・「設置し、」を「新設し、」に修正。 ・【目標年度（例）】を追加。 ・「高度な専門的知識～」については、(2) 口「教育課程」に文言を整理して記載（18・19 頁）。 ・「人材育成目標に応じた～」については、(2) 口「教育課程」に文言を整理して記載（18・19 頁）。 	<p>〔看護学研究科〕</p> <ul style="list-style-type: none"> a 修士課程の高度職業人養成コースにおいて、専門看護師を養成する。 b 博士課程を新設し、看護学分野において自立的な研究能力を持つ高度職業人や研究者・大学教員を養成する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【目標年度（例）】 博士課程の新設（平成 年度）</p> </div>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>修了後の進路等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究科のキャリア開発担当及び指導教員が，修士課程における学卒入学者の新規就職や社会人の職場復帰について，獲得能力・資格に応じて適切な進路指導・支援を行なう。専門看護師養成の場合には，専門的看護能力を身に付け，現任看護師・保健師・助産師・養護教諭の再教育の場合には，現場の課題解決能力と管理能力を身に付けて職場に戻ることを支援する。 博士課程の研究者の場合には，看護学各専門分野の自立的研究能力を身に付け博士（看護学）の学位を得ることにより，大学・研究機関等の研究者・教育者として就職すること，及び社会人の学位取得により，現場の研究調査能力を身に付けて職業能力を飛躍的に高めるようにする。 <p>教育の成果の検証に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 修了時意見聴取や修了者意見聴取，保健医療機関へのアンケート調査等により教育成果を検証し，これを各教員の授業改善並びに FD や教授会を通して組織的に教育改善，教育環境改善に活かしていく。 これらの教育評価及び改善への反映の実施主体は，各研究科の教務委員会及び全学の学務入試委員会とする。 <p>【事業構想学研究科】</p> <p>—事業構想学研究科の大学院教育の目標に関する具体的方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 修士課程を博士課程前期課程と位置づけ，<u>学術研究コースと高度職業人育成コースを設け，それぞれに適したカリキュラム，指導体制，修了要件等を整備する。</u> 平成 20 年 4 月新設の博士課程後期課程では，<u>事業の構想・創出について専門的に研究する高度で自立的な研究者を</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「修了後の進路等～」については，（４）ハ「就職支援」に文言を整理して記載（36 頁）。 「教育の成果の検証～」については，（３）ロ「教育及び教員の質の向上」に文言を整理して記載（27・28 頁）。 項目名を削除。 「カリキュラム等の整備」については（２）ロ「教育課程」で記載し，ここでは「人材の養成」に絞って文言整理（18・19 頁）。 	<p>〔事業構想学研究科〕</p> <ul style="list-style-type: none"> a 博士前期課程では，高度職業人育成コース及び学術研究コースにおいて，ビジネスプラン・地域プラン及び空間デザイン・情報デザインの専門家としての高度職業人の育成と研究者・教育者を養成する。 b 博士後期課程では，事業の構想・創出について自立的な研究能力を持つ，プロジェクトマネージャー及び専門的教育・

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p><u>育てる教育課程，研究指導体制を樹立し，成果を挙げていく。</u></p> <p>高度な専門的知識を修得させる教育カリキュラムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士課程前期課程の学術研究コースに論文指導に関する科目と英語を必修として追加する。高度職業人育成コースには，プロジェクト研究（インターンシップ，事例研究等）を追加する。 ・博士課程後期課程では，産業・事業システム領域及び地域・社会システム領域を設け，いずれも選択必修科目である特別演習・，研究指導科目の事業構想学特別研究によって，科目履修と研究指導の体制を確立し，自立的研究者の養成に確実な成果を挙げる。 <p>人材育成目標に応じた大学院教育システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士課程前期課程の高度職業人育成では，修了者が職業能力・資格の点で，十分な「付加価値」をもつような教育システムの充実を行なう。税理士・公認会計士，中小企業診断士，プロジェクトマネージャー，管理能力のある上級システムエンジニア，一級建築士等の進路を明示し，可能な限り対応した教育課程を整える。 ・博士課程後期課程では，博士（事業構想学）の学位取得がプロジェクトマネージャーや大学等の研究者にとって，有意義となるような教育システムの充実を図る。 <p>修了後の進路等に関する具体的方策</p> <p>研究科のキャリア開発担当及び指導教員が 3 つのケースに対応して適切な進路指導・支援を行なう。博士課程前期課程と博士課程後期課程の社会人については，職場復帰ないし職業人復帰を支援する。前期課程修了者の就職について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「高度な専門的知識～」については，(2) 口「教育課程」に文言を整理して記載（18・19 頁）。 ・「人材育成目標に応じた～」については，(2) 口「教育課程」に文言を整理して記載（18・19 頁）。 ・「修了後の進路等～」については，(4) 八「就職支援」に文言を整理して記載（36 頁）。 	<p>研究者を養成する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>は，修学成果が評価されるような業種・職種の開拓に力を入れる。大学教員等の研究者を目指す場合については，レフェリーつき学術誌や学会での発表を進めて，研究の質を高めて競争力をつける。</p> <p>教育の成果の検証に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修了時意見聴取や修了者意見聴取，企業・大学・シンクタンク等の雇用側機関へのアンケート調査等により 教育成果を検証し，これを教員の授業改善並びに教員集団研修 FD や教授会を通して組織的に教育改善，教育環境改善に活かしていく。 ・ これらの教育評価及び改善への反映の実施主体は，各研究科の教務委員会及び全学の学務入試委員会とする。 <p>【食産業学研究科】</p> <p>—食産業学研究科の大学院教育の目標に関する具体的方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修士課程の教育において<u>県内の試験研究機関等との連携を強化し，地域の食産業の課題を大学院教育に反映させ，学生の問題解決能力を向上させる。</u> ・ <u>修士課程の完成後には，修士課程における高度な職業人養成を更に充実させ，専門領域に関する自立的研究を進める能力を持った研究者を育成するため，博士課程の設置を目指す。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「教育の成果の検証～」については，(3) 口「教育及び教員の質の向上」に文言を整理して記載(27・28 頁)。 ・ 項目名を削除。 ・ 「～を養成する」として文言整理 ・ 博士課程設置申請における「連携大学院構想」を念頭において記載。 ・ 【数値目標・目標年度(例)】を追加。 	<p>〔食産業学研究科〕</p> <p>a 修士課程では，県の試験研究機関等との連携を強化し，地域の食産業の課題を大学院教育に反映させることにより，食産業関連業界の中核を担い，技術・経営環境の変化に対応できる次世代リーダーや食をめぐる諸問題に対応できる人材を養成する。</p> <p>b 博士課程を新設し，修士課程における高度な職業人養成を更に充実させ，専門領域に関する自立的研究を進める能力を持った研究者を養成する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【数値目標・目標年度(例)】</p> <p>博士課程の新設(平成 年度)</p> <p>試験研究機関との連携協定の締結 件</p> <p>(平成 26 年度)</p> </div>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>高度な専門知識を習得させる教育カリキュラムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 修士課程における教育内容を定期的に見直し，教育カリキュラム上の課題を明確化し，必要な科目整備等を迅速に行う。 博士課程の設置に当たっては，修士課程の教育カリキュラムでの到達点を見据えて，整合性のある博士課程の教育カリキュラムを設定する。 <p>人材育成目標に応じた大学院教育システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 修士課程では，人材育成目標の一層の実現のため，各々の学生が志向するキャリアパスに合わせて，きめ細かな指導をする態勢を充実させる。 博士課程では，自立的な研究能力を獲得させるために，研究指導態勢を充実させる。 <p>修了後の進路に関する具体的方策</p> <p>大学院への進学時点で「キャリアアップ演習」等で，修了後の進路について教員との間で十分な検討を行い，それを踏まえて履修する科目や研究テーマを決める。きめ細かな対応を行い，学生のキャリア形成がスムーズに行えるように，指導教員とキャリア開発委員会等が支援する。</p> <p>教育の成果の検証に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業への学生の評価を実施するほか，修了生に対するアンケート等により意見聴取を行う。これを担当教員にフィードバックし，教育の改善に努める。また，FD 研修会により，定期的に教育の成果の検証と改善を行う。 これらの教育評価及び改善への反映の実施主体は，各研究科の教務委員会及び全学の学務入試委員会とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「 高度な専門的知識～」については，(2) 口「教育課程」に文言を整理して記載（18・19 頁）。 「 人材育成目標に応じた～」については，(2) 八「教育方法」に文言を整理して記載（24 頁）。 「 修了後の進路等～」については，(4) 八「就職支援」に文言を整理して記載（36 頁）。 「 教育の成果の検証～」については，(3) 口「教育及び教員の質の向上」に文言を整理して記載（27・28 頁）。 	

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置 イ 入学者受け入れ方針，入学者選抜 (イ) 学士課程 アドミッションポリシーの明確化 ・「入学者の質の確保」: 学力と適性と意欲の高い学生の確保 ・大学理念，各学部，研究科の人材養成目標に合致した学生の確保 ・現状の高い県内入学率の確保</p> <p><u>アドミッションポリシーを周知する体制整備，広報活動の充実</u> ・入試説明会（本学主催，他機関主催） ・オープンキャンパス ・広報（広報誌，ホームページ，ダイレクトメールなど） ・高大連携授業 ・高校訪問 ・入学学生調査による各種方法の評価と広報方法への反映</p> <p><u>アドミッションポリシーに適合する入学者選抜のための具体的方策</u> 入学者選抜に関するデータベースの整備と追跡調査 ・過去の本学入試データ及び他大学比較他 ・入試形態別入学者の入学後追跡調査の実施（学部教務委員会及び入試委員会から追跡調査チームを編成）</p>	<p>・「アドミッションポリシーの明確化」については，既に明確化しているため，記載不要。</p> <p>・県内入学率については，第 2 - 1（ 1 ）「県民の高等教育機関（ 44 頁）」に【数値目標・目標年度(例)】を記載（要調整）。</p> <p>・項目名を修正。</p> <p>・「入試説明会」「オープンキャンパス」「広報」をまとめて文章化。</p> <p>・「高大連携授業」「高校訪問」を「入学者選抜における高・大連携の推進」の記載とまとめて文章化(12 頁)。</p> <p>・項目名を修正。</p> <p>・「入学者選抜に関するデータベース～」 「入学者選抜方法の点検・整備」をまとめて文章化。</p>	<p>(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置 イ 入学者受入方針，入学者選抜 (イ) 学士課程</p> <p>a アドミッション・ポリシーの周知</p> <p>アドミッション・ポリシーを周知する機会や効果的な方法について検討を行い，本学を志願する受験生やその関係者に対して分かりやすい情報提供を行う。 高校への訪問や出前授業を積極的に行うなど，高大連携を推進する取組を充実させる。 入学者に対して志望動機などの調査を行うことにより，アドミッション・ポリシーの周知について評価し，その結果を広報活動に反映させる。</p> <p>b アドミッション・ポリシーに適合する入学者選抜</p> <p>アドミッション・ポリシーに適合する入学者選抜を行うため，入学者に関する基本的なデータベースの整備や追跡調査を実施し，一般選抜定員と特別選抜定員との比率の妥当性や，大学入試センター試験の利用教科・科目や配点の妥当性等について検討する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>・できれば、入学者学力の定点観測（毎年同一問題試験）を行う。</p> <p>入学者選抜方法の点検・整備 上記データを活かして次の選抜方法について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推薦定員と一般選抜定員の比率の妥当性 ・センター入試・教科科目，配点の妥当性 ・個別試験の妥当性 総合問題の妥当性 小論文・面接なしの個別試験の妥当性 個別学力試験の科目及び出題内容の妥当性 <p>—入学者選抜試験実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施本部責任体制の整備 ・チェックシステム改善による作題ミス防止 ・厳正な試験監督の維持 ・厳正な採点，合否判定，発表・公表 ・入学者選抜基準の透明性の確保 ・面接評点の班間標準化 ・小論文評価の基準や公平性の一層の工夫 <p>入学者選抜における高・大連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパス充実 ・出前授業への積極的対応 ・高校訪問・説明の実施 <p>—入学定員と入学者数の比率の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行低辞退率の維持 ・定員を確保する合格者数の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「入学者学力の定点観測」は実現性やその効果に疑問があるため削除。 ・「入学者選抜方法の点検・整備」に記載の具体的な例示の部分の多くは、「年度計画」で記載すべきと考える。以下，具体的な例示の部分については，同様に整理。 ・「入学者選抜試験実施体制の整備」は，アドミッション・ポリシーに直接関わるものではないので，削除。 ・「入学者選抜における高・大連携の推進」については，「a アドミッション・ポリシーの周知」にまとめて記載（11 頁） ・項目名を削除。 ・左記の事項を行うに当たっての手法の記載がないため，「データの分析・活用」として記載。 	<p>入学者選抜に関するデータを分析・活用することで，定員が確保できる合格者数を決定し，これにより入学定員と入学者数の比率の適切な管理を行う。</p>

大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】	大学案に対する意見	修正案
<p>— 編入学制度の評価と方向性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験動向等の分析，評価 ・ 編入学定員の検討，カリキュラムの見直し <p>— 科目等履修生・研究生・特別聴講生の受け入れ方針・要件の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学都仙台単位互換：共通教育全科目の公開 ・ 科目等履修生：面接の実施 <p>— 外国人留学生の受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学部（看護学部は別途検討）で 5% 程度の外国人特別選抜枠の設定（現行：事業構想学部事業計画学科のみ 10%） ・ 国費留学生等の積極的受入 <p>(口) 大学院課程 アドミッションポリシーの明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「現行低辞退率の維持」「定員を確保する合格者数の決定」の 2 項目は同様の意味合いなので，前者を削除。 ・ 項目名を削除。 ・ 「カリキュラムの見直し」については，具体性がないので削除。 ・ 項目名を削除。 ・ 「学都仙台単位互換」については，(2)口「教育課程」としてまとめて文章化（17 頁）。 ・ 項目名を削除。 ・ 「国費留学生」については，第 2 - 2 (3)「留学・留学生支援」に文言を整理して記載（48 頁）。 ・ 「アドミッションポリシーの明確化」については，既に明確化しているため，記載不要。 	<p>編入学者の受験動向について分析・評価することにより，編入学定員の検討を行う。</p> <p>科目等履修生，研究生及び特別聴講生の受入要件を明確にする。</p> <p>私費留学生の受け入れを推進するため，事業構想学部事業計画学科のみで設定している特別選抜枠を，他学部等でも設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】 志願倍率は公立大学のトップ 3 を目指す。 （平成 年度）</p> </div> <p>(口) 大学院課程</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>・地域社会人受け入れ推進 研究科の特性に応じて 50%以上（看護学研究科），30%以上（事業構想学研究科），10%以上（食産業学研究科）とする。</p> <p>・学卒者進学・入学の確保</p> <p>・飛び級入学及び学部早期卒業の制度整備</p> <p><u>アドミッションポリシーを周知する体制整備</u>、<u>広報活動の充実</u></p> <p>・大学院独自パンフレットの作成 平成 21 年度向けから</p> <p>・大学院独自広報強化</p> <p>・関係機関への訪問説明</p> <p><u>アドミッションポリシーに適合する入学者選抜のための具体的方策</u></p> <p>入学者選抜方法の点検・整備</p> <p>・修学コース別入試方法の整備</p> <p>—入学者選抜試験実施体制の整備</p> <p>・実施本部体制維持</p> <p>・研究科長責任の明確化</p> <p>・ミス防止事前チェック体制の整備</p> <p>—入学者選抜基準の透明性の確保</p> <p>・過去問題の公表</p> <p>・合格者平均点の公表</p>	<p>・「地域社会人の受け入れ」については第 2 - 1 (1) 「県民の高等教育機関」に【数値目標・目標年度(例)】を記載（45 頁）。</p> <p>・「飛び級入学及び学部早期卒業の制度整備」については、「b アドミッション・ポリシーに適合する入学者選抜」に文章化。</p> <p>・項目名を修正。</p> <p>・「入学者選抜試験実施体制の整備」「入学者選抜基準の透明性の確保」は、アドミッション・ポリシーに直接関わるものではないので、削除。</p>	<p>a アドミッション・ポリシーの周知</p> <p>各研究科におけるアドミッション・ポリシーの周知を図るため、大学院独自のパンフレット作成や、関係機関への訪問説明を行うなど、大学院独自の広報活動を強化する。 学士課程の学生に対する大学院課程進学への意欲を喚起するため、大学院生をティーチング・アシスタント（TA）として起用し、学部演習への参加を図る。</p> <p>b アドミッション・ポリシーに適合する入学者選抜</p> <p>社会人に対する入試科目の軽減や特別選抜の実施など、入学者選抜方法を点検・整備する。 優秀な学生に対する修学機会の拡大を図るため、大学からの飛び級入学や学部からの早期卒業についての制度を整備する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>大学院課程進学に意欲を喚起する学士課程教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学生の学部演習への参加 ・院生のティーチング・アシスタントへの起用 <p>社会人，外国人留学生，他大学の学部卒業生などの多様な人材の受け入れ推進 入学者選抜方法を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人特別選抜の整備・維持 ・外国人特別選抜の整備・維持 ・他大学を含む学生推薦入学制度の整備 <p>社会人学生募集の仕組みの整備 社会人入試負荷の軽減，研究計画の重視 入学定員と入学者数の適切な管理 —定員割れしないような対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院の「付加価値」・魅力向上に努める <p>・修学条件改善（授業時間，場所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業・保健医療機関・自治体からの派遣院生の確保 ・追加募集の実施（2 割以上の欠員で実施） <p>□ 教育課程 （イ）学士課程</p> <p>共通教育の編成に関する具体的目標の設定 少人数クラス編成による語学教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語オーラル・コミュニケーション能力養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学院課程進学～」については，「a アドミッション・ポリシーの周知」に文章化（14 頁）。 ・「社会人，外国人留学生～」については，「b アドミッション・ポリシーに適合する入学者選抜」に項目を整理して文章化（14 頁）。 ・「大学院の付加価値～」 「企業・保健医療機関～」については，「a アドミッション・ポリシーの周知」として記載（14 頁）。 ・「修学条件改善」については，（2）□「教育課程」に「サテライトキャンパスの設置」などを記載（20 頁）。 ・「宮城大学共通教育改革検討委員会報告」を参考に記載。 ・項目名を修正。 ・「語学教育」をまとめて文章化。 	<p>□ 教育課程 （イ）学士課程</p> <p>共通教育と専門教育の連携を念頭におき，教育課程の充実に努める。</p> <p>a 共通教育</p> <p>英語によるオーラル・コミュニケーション能力を養成す</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・英語教員全学担当体制 ・英語による講義の実施（留学・仕事に使える英語授業） ・専門英語との連携 ・中国語，ハングル語教育整備 ・情報処理・統計処理の能力の養成 ・人間基礎力（健康管理方法，コミュニケーション能力，スポーツ，芸術等）の養成 ・専門を学ぶための基礎科学（人文・社会科学，自然科学）力の養成 ・必要な学部はリメディアル教育（高校補習教育）を実施 <p>各学部・学科の目的や教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策 カリキュラム見直し体制の整備 4年に1回程度カリキュラムの見直しを行ない，時代に適応させる。</p> ・社会のニーズや変化を感じ取る体制の構築（卒業生アンケート，雇用側アンケート） ・学生の要望や満足度を取り入れる体制の構築（学生アンケート，満足度調査） ・学部教務委員会，教授会，共通教育運営委員会，学務入試委員会，教育研究審議会等の迅速・円滑な連携 <p>専門課程教育におけるカリキュラムの充実方向</p> ・看護学部：指定規則への対応を行ないつつ社会的ニーズに適合した科目の強化と体系的編成 ・事業構想学部：文理融合，実践能力強化，起業教育，地域教育，国際化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報処理」等を文章化。 ・「人間基礎力」を文章化。 ・「基礎科学」「リメディアル」をまとめて文章化。 ・「 」の具体的方策のうち，「専門課程教育における～」「外国語能力～」「臨地実習～」を「b 専門教育」としてまとめて記載。 ・プロセス的な記載は不要。 	<p>るため，少人数クラス編成による英語教育を充実させるとともに第二外国語として中国語及びハングル語を開講する。</p> <p>現代社会において必要とされる情報リテラシーや，基礎的な統計処理能力を養成する教育を充実させる。 学生の情操やホスピタリティ精神を養うため，コミュニケーション能力や芸術などの「人間形成科目」を充実させる。</p> <p>基礎的な科学的知識等の習得を図るため，人文・社会科学や自然科学などの「基礎科学」を充実させる。</p> <p>b 専門教育 〔看護学部〕 看護師などの養成のために必要となる履修科目への対応を適時適切に行うとともに，地域社会のニーズに対応した科目の見直しや体系的な編成を行う。 臨地実習について，従来の施設実習に加え，地域訪問実習の導入を検討する。 専門的な語学力の向上を図るため，看護英語を導入する。</p> <p>〔事業構想学部〕 情報系とデザイン系の科目の融合を図るとともに，起業マインドを育成する科目や，カーエレクトロニクス産業など地域のニーズに対応した科目の充実を図る 国際インターンシップを導入する。 専門的な語学力の向上を図るため，ビジネス英語を導入する。</p>

大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】	大学案に対する意見	修正案
<ul style="list-style-type: none"> ・食産業学部：文理融合，問題解決能力養成，体系的カリキュラム 外国語能力の育成のための措置 ・専門英語（看護英語，ビジネス英語等）の導入・実施 ・専門英語の担当体制の整備 学部・学科の枠を超えた聴講・単位互換 ・他学部・他学科聴講制の弾力化 国家試験・資格につながるカリキュラム編成及び体制 ・看護学部：国家試験のための補習授業や模擬試験の実施 ・事業構想学部：公務員試験の支援，その他資格試験ガイド ・食産業学部：公務員試験の支援，その他資格試験ガイド 臨地実習・インターンシップの適切な実施 ・看護学部：地域訪問実習の導入・実施，実習指導体制の見直しを行ない，実習施設との連携を強化する ・事業構想学部：インターンシップ実施率 50%以上への引き上げ，国際インターンシップ導入・実施 ・食産業学部：必修インターンシップ維持，国際インターンシップ導入・実施 他大学との単位互換方法の適切な設定 ・学都仙台コンソーシアムの単位互換科目の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学部・学科の枠を超えた～」「他大学との単位互換方法～」については，「c 学習機会の拡大」としてまとめて文章化。 ・文言整理。 ・インターンシップの実施率は，（４）八「就職支援」に【数値目標・目標年度（例）】を記載（35 頁）。 	<p>〔食産業学部〕</p> <p>文理融合や課題解決能力の養成に視点をおいた，体系的なカリキュラム編成を行う。</p> <p>国際インターンシップを導入する。</p> <p>専門的な語学力の向上を図るため，ビジネス英語を導入する。</p> <p>c 学習機会の拡大</p> <p>学生の学習機会の拡大を図るため，他学部・他学科における聴講制度の弾力化など，学部・学科を超えた履修制度を拡充するとともに，学都仙台単位互換ネットワークを活用し，他大学との単位互換を促進する。また，サテライトキャンパスにおける開講科目数を拡充する。</p> <p>各学部の特性に応じ，国家試験や資格試験に対応した補習授業を設定する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>教育課程の客観的評価の実施と改善 教育評価スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年全学統一様式での授業評価の実施 ・毎年卒業生満足度調査，企業・医療機関等雇用側評価の実施 ・法人化 4 年度目（平成 24 年度）自己点検評価の実施 ・法人化 5 年度目（平成 25 年度）認証評価の実施 ・法人化 5 年度目（平成 25 年度）公立大学法人宮城大学評価委員会実績評価 <p>—改善への取り入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授会（学部教務委員会），全学学務入試委員会，FD，教育研究審議会等に対応。 ・評価委員会，理事会で対応 <p>（口）大学院課程</p> <p>—各大学院研究科の目的や教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>カリキュラム編成の見直しの体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム編成は，研究科の教務関係委員会で常に検討し，教授会で審議・決定，教育研究審議会付議 <p>修士課程の目的へ適合する教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究能力養成のコースと高度かつ専門的な職業能力養成のコースのそれぞれに対応し適した教育課程とする。 ・コースワークを重視するとともに単位認定を厳格にし，教育課程の「実質化」を図る。 <p>大学院研究科における教育内容と学士課程における教育内容の適切な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程の教育内容を学士課程に対して差別化し，修士教 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育課程の客観的評価～」については，第 5 - 1 「自己点検・評価」に文言を整理して記載（55 頁）。 ・プロセス的な記載は不要。 ・項目名を削除。 ・プロセス的な記載は不要。 ・教育課程の編成方針として「修士課程（博士前期課程）」「博士後期課程」に分けて整理。 	<p>（口）大学院課程</p> <p>修士課程（博士前期課程）では，高度かつ専門的な職業人を養成するコースと，研究者を養成するコースそれぞれの教育内容について，学士課程との関係を明確にした上で，それぞれの目的に適合する教育課程の編成を行う。</p> <p>博士後期課程では，自立的研究能力を有する研究者や教育者などの養成に向け，博士前期課程との連続性を考慮した教育課程の編成を行う。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>育の付加価値を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修士課程の教育内容の学士課程に対する関係を明確にし、修士教育は学士教育に対してどのような発展になるかを示す。 <p>入学から学位授与までの教育システム・プロセスの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究題目決定から論文等の中間発表，論文審査・最終試験までの段階を設定し，これに従って学位取得を進める。 修士論文や研究成果の水準等を明確にしかつ公表し，これに従って運用する。 <p>博士課程の目的へ適合する教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究題目決定から中間発表，博士候補生，学位論文審査・最終試験までの段階を設定し，これに従って学位取得を着実に進める。 博士の学位論文の水準を明確にしかつ公表し，これに従って運用する。 <p>他大学との単位互換方法の適切な設定</p> <ul style="list-style-type: none"> コンソーシアムで大学院単位互換協定を検討。修士課程については参加の方向。博士課程の他大学との単位互換は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学案の「 高度な専門知識～」「 人材育成目標に応じた～」の記載を文言整理し，研究科ごとに記載（6～8，10 頁）。 プロセス的な記載は不要。 「修士論文～」については，(2) 二「成績評価」に文言を整理して記載（25 頁）。 プロセス的な記載は不要。 「博士の学位論文～」については，(2) 二「成績評価」に文言を整理して記載（25 頁）。 文言を整理して「 」として記載。 	<p>看護学研究科修士課程においては、「感染看護」「小児発達看護」「地域保健看護」分野の専門看護師養成プログラムのさらなる充実を図る。また，博士課程の設置に当たっては，各領域看護を医療機関・在宅・地域の各広域に連携統合するカリキュラム及び研究指導体制を確立する。</p> <p>事業構想学研究科博士前期課程においては，必修科目として，「高度職業人育成コース」にプロジェクト研究（インターンシップ，事例研究等）を追加するとともに，税理士・公認会計士など修了者が職業能力・資格の点で，十分な「付加価値」を持つような教育課程を整備する。また，「学術研究コース」に論文指導に関する科目と英語を追加する。さらに，博士後期課程では，専攻する領域ごとに「特別演習・ 」，研究指導科目の「事業構想学特別研究」による科目履修と研究指導体制を確立する。</p> <p>食産業学研究科修士課程においては，教育内容を定期的に見直し，教育カリキュラム上の課題を明確化し，必要な科目整備などを迅速に行う。また，博士課程の設置に当たっては，修士課程のカリキュラムにおける到達点を見据え，整合性のあるカリキュラムを編成する。</p> <p>それぞれの修士課程（博士前期課程）においては，学都仙台単位互換ネットワークの拡充を働きかけ，他大学院との単位互換を導入する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>教育課程の客観的評価の実施と改善 大学院教育評価スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年全学統一様式での授業評価の実施 ・ 毎年修了生満足度調査，企業・医療機関等雇用側評価の実施 ・ 法人化 4 年度目（平成 24 年度）自己点検評価の実施 ・ 法人化 5 年度目（平成 25 年度）認証評価の実施 ・ 法人化 5 年度目（平成 25 年度）公立大学法人宮城大学評価委員会実績評価 <p>—改善への取り入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授会，教育関係委員会，審議会で改善に取り入れ ・ 理事会等の法人意志決定，審議機関で対応 <p>社会人，外国人留学生に対する教育課程編成，教育研究指導への配慮 社会人再教育システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準修業年限の弾力的設定 ・ 時間内授業と時間外授業の半数隔年交代制（社会人が多い研究科で検討） ・ サテライトキャンパス設置・開講 <p>八 教育方法 （イ）学士課程 共通教育の導入教育，現代人基礎力教育，基礎科学力教育 の教育方法における具体的方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「教育課程の客観的評価～」については，第 5 - 1 「自己点検・評価」に文言を整理して記載（55 頁）。 ・ プロセス的な記載は不要。 ・ 社会人への対応として，サテライトキャンパスの設置を例示して「 」として記載。 ・ 項目名を修正。 ・ 全ての「教育内容」について，新たな取組があれば記載すること。 	<p>サテライトキャンパスの設置や夜間開講など，社会人の再教育が円滑に図れるようなシステムを検討する。</p> <p>八 教育方法 （イ）学士課程 a 共通教育</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>・「基礎ゼミ」では，学生の自主的な調査や活動，情報収集と分析及び発表とディベートを促し，大学での学習方法を身につける場とする。</p> <p>・英語教育：国際的なオーラル・コミュニケーション能力の養成に向けて 30 名程度のクラス別実践教育を行なう。試験には口頭試問も含める。また外部検定試験結果でも成績を認定する。英語講義 ・ には 2 年間で 2 ヶ月内の現地研修を入れる。</p> <p>・情報処理教育：コンピュータ・ラボ等での実習によってワープロ，表計算，プレゼンテーション等のコンピュータ能力を身につけさせる授業とする。（助手，TA も起用）</p> <p>・知識の講義系科目：学生の理解・対応を確かめながら進める参加型授業とする。</p> <p>・健康・芸術系科目：学生生活のみならず，生涯に渡って心身ともに健康で豊かな生活をおくるための知識，技術を修得する。それとともに，これらの方法や技術を身に付ける実技も重視。</p> <p>看護学部の教育方法における具体的方策</p> <p>・学生の学びの統合が効果的に図れるよう，専門基礎科目と看護専門科目，および看護専門領域間の連携を強化し，継続性・一貫性のある教育・学習支援を行う。</p> <p>・看護の知識・実践力の習得が主体的に行えるよう，学生が 4 年間継続して使用する自己成長記録（「学びの振り返り」）を導入し，活用を定着させる。</p> <p>・新カリキュラムによる教育体制づくりと安定化のため，実習施設と協働し，学内講義科目内容と実習内容との連携を強化する。</p> <p>・県内の保健医療福祉機関の新たな臨地実習場を開拓し，あらゆる健康レベルを対象とした様々な施設における看護</p>	<p>・「基礎ゼミ」は， として記載。</p> <p>・「英語教育」は， として記載。</p> <p>・「情報処理教育」は， として記載。</p> <p>・項目名を追加記載。</p> <p>・項目名を修正。</p>	<p>「英語教育」では，国際的なオーラル・コミュニケーション能力の養成に向けて，30 人程度のクラス別実践教育を行う。英語講義 ・ では，2 年間で 2 ヶ月以内の現地研修を行うなどの現地研修制度を導入する。</p> <p>「情報処理教育」では，コンピュータ・ラボ等での実習を重視し，ワープロ，表計算，プレゼンテーション等のコンピュータ能力を身につけさせるコンピュータ能力を身につけさせる。</p> <p>「基礎ゼミ」では，学生の自主的な調査や活動，情報収集と分析及び発表とディベートを促す。</p> <p>b 専門教育 〔看護学部〕</p> <p>学生の学びの統合が効果的に図れるよう，専門基礎科目，看護専門科目及び看護専門領域間の連携を強化し，継続性・一貫性のある教育・学習支援を行う。</p> <p>看護の知識・実践力の習得が主体的に行えるよう，学生が 4 年間継続して使用する自己成長記録（「学びの振り返り」）を導入し，活用を定着させる。</p> <p>カリキュラム改革による教育体制づくりを充実させるため，実習施設と協働し，学内における講義科目の内容と実習での講義内容との連携を強化する。</p> <p>県内の保健医療福祉機関の新たな臨地実習場を開拓し，あらゆる健康レベルを対象とした様々な施設における看護</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>の学習を強化する。</p> <p>事業構想学部の教育方法における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より一層の文理融合を図るため，経営系科目と情報系科目及びデザイン系科目の基礎を履修するモデルの改定の検討を行なう。 ・実践能力を育成するため地域と連携した教育活動を推進する。 ・起業マインドを育成する教育科目の充実を図る。 ・地域社会のニーズの変化に応えた教育科目の編成・改定を行なう。 <p>食産業学部の教育方法における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域食産業のキーマンを講師として招いての講義など，食産業の実態を意識した地域と連携した教育活動をより一層充実させる。 ・農場実習の充実 ・1・2年次の学外施設見学，3年次のインターンシップをさらに充実させるとともに，学生の特性や希望にそって個別のキャリア指導を強化する。 ・ケースメソッドによる教育の充実 ・少人数教育と，文理癒合を実現させるための文理両分野教員による「コラボレーション講義」を実現させる。 ・国際的なオーラル・コミュニケーション能力を高めるため，「ビジネス英語」などの充実 ・学生による学会・論文等对外発表の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名を修正。 ・「科目の充実」等の記載については「口 教育課程」に記載済（16頁）。 ・「認証評価機関」の指摘事項である「習得単位の上限設定」についても記載。 ・項目名を修正。 ・「コラボレーション」は文理融合と同義語なので削除。 ・「国際的な～」は「口 教育課程」に文言を整理して記載済（17頁）。 	<p>の学習を強化する。</p> <p>〔事業構想学部〕</p> <p>地域企業でのインターンシップ教育など，実践能力を育成するための地域と連携した教育活動を強化する。</p> <p>各学年における習得単位数の上限設定について検討する。</p> <p>〔食産業学部〕</p> <p>地域食産業に精通した方を講師に招いての講義を行うなど，食産業の実態を意識した，地域と連携した教育活動をより一層充実させる。</p> <p>農場実習やケースメソッドによる教育の充実を図る。</p> <p>1・2年次の学外施設見学，3年次のインターンシップをさらに充実させるとともに，学生の特性や希望にそって個別のキャリア指導を強化する。</p> <p>少人数教育を引き続き実施するとともに，文理癒合を実現するため文理両分野教員による講義を実施する。</p> <p>学生による学会・論文など学外での発表に対する支援を行う。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>(口) 大学院課程 看護学研究科の教育方法における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コースワークの分離(各コースワークの実施)と融合(共通科目によるディスカッション)により，研究者養成および高度職業人養成コース，双方の大学院生が互いの目的を明確にした上で，切磋琢磨できる修学環境を提供する。 ・講義や各分野の演習への聴講・参加の自由度を高めるなど，分野を超えたディスカッションの機会を多く得られるような教育体制とする。 ・主担当，副担当による教育・指導体制の強化を図り，指導方針を共有し，必要な支援体制や，教育資源の効果的な導入を図る。 <p>事業構想学研究科の教育方法における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィールドワークを組み込んだ多様な研究形態を実践する。 ・研究志望者について，研究過程に必要な理論の基礎を築く指導を行う。 ・取得可能資格を明確にし，取得可能な道筋を示すと共に，志望学生の支援指導を行う。 <p>事業構想学研究科博士課程後期課程教育方法における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業・事業システム領域では，新たな産業・事業創出が可能な人材を輩出するため，経営と技術が融合した研究指導を行う。 ・地域・社会システム領域では，地域社会・公共機関との連携によるフィールドワークを活用した研究を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名を修正。 ・正式なコース名を記載。 <ul style="list-style-type: none"> ・項目名を修正。 <ul style="list-style-type: none"> ・項目名を修正。 ・コースごとの方策を記載。 	<p>(口) 大学院課程 〔看護学研究科〕</p> <p>コースワークの分離と融合により，「専門看護師コース」及び「研究論文コース」，双方の学生が互いの目的を明確にした上で，切磋琢磨できる修学環境を提供する。</p> <p>講義や各分野の演習への聴講・参加の自由度を高めるなど，分野を超えたディスカッションの機会を多く得られるような体制を整備する。</p> <p>指導方針を共有し，主担当及び副担当による教育・指導体制を一層強化する。</p> <p>〔事業構想学研究科（博士前期課程）〕</p> <p>フィールドワークを組み込んだ多様な研究形態を実践する。</p> <p>「高度職業人育成コース」においては，取得可能資格を明確にし，取得のための支援や指導を行う。</p> <p>「学術研究コース」においては，研究過程に必要な理論の基礎を築く指導を行う。</p> <p>〔事業構想学研究科（博士後期課程）〕</p> <p>「産業・事業システム領域」においては，新たな産業・事業創出が可能な人材を輩出するため，経営と技術が融合した研究指導を行う。</p> <p>「地域・社会システム領域」においては，地域社会・公共機関との連携によるフィールドワークを活用した研究を行う。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>・研究能力のみならず，プロジェクトマネージャーとしてのコミュニケーション力，リーダーシップの育成にも力点を置いた指導を行う。</p> <p>食産業学研究科の教育方法における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の希望するキャリアパスに対応したきめ細かな教育を行う。 ・県内の試験研究機関や企業と協力し，現場での課題を取り上げた授業やインターンシップ，プロジェクト研究等を通じて，地域の食産業と連携を取った教育を行う。 ・専門的な職業人をめざす者には，現場での問題解決力を高めるような教育を行うと共に，研究者志望の者には基礎理論の習得なども含め研究能力を向上させるような教育を行う。 <p>二 成績評価</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>学生の成績評価に関する具体的方策</p> <p>成績評価基準の明確化を図り，成績評価の質を高める。</p> <p>—成績評価は学生の学習到達度評価とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスで授業の達成目標と成績評価基準を明示 ・達成目標に沿った質と量の授業展開 ・期末に学生の学習到達度を試験で検査 ・学習達成度による成績評価 ・点数と達成度の関係を明示 ・学生授業評価で授業内容が達成目標の量と質であったかを調査 ・授業内容をより達成目標を達するものへ改善 <p>複数教員で担当している科目は，評価の偏りがないよう調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名を修正。 <p>・「専門的な職業人を目指す学生」研究者を目指す学生」に分けて記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロセス的な記載は不要。 	<p>研究能力のみならず，プロジェクトマネージャーとしてのコミュニケーション力，リーダーシップの育成にも力点を置いた指導を行う。</p> <p>〔食産業学研究科〕</p> <p>学生の希望するキャリアパスに対応したきめ細かな教育を行う。</p> <p>県内の試験研究機関や企業と協力し，現場での課題を取り上げた授業やインターンシップ，プロジェクト研究などを通じて，地域の食産業と連携した教育を行う。</p> <p>専門的な職業人を目指す学生には，現場での課題解決力を高める教育を行う。</p> <p>研究者を目指す学生には，基礎理論の習得なども含め研究能力を向上させる教育を行う。</p> <p>二 成績評価</p> <p>(イ) 学士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> a 授業の達成目標及び成績評価基準を明示し，厳正な成績評価を行う。 b 成績評価における学生の質問に対応するシステムを充実させる。

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>成績評価についての学生の質問に対応するシステムを整備</p> <p>(口) 大学院課程 学生の成績評価に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導科目を除きシラバスで授業の達成目標，成績評価基準を明示する。 ・成績評価は学生の学習成果の達成度を口頭発表や試験で検査して行なう。 ・最優秀者の基準を明確にするなどして，厳格な成績評価を行なう。 ・<u>学位授与方針・基準・ステップを明確化し，これによって論文等作成を促進する。</u> ・主査を支える領域審査員や外部審査員の導入など，学位審査制度を整備し学位授与者の質の保証を行う。 <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 イ 適正な教員配置 —教員の配置に関する具体的方策 各学部及び各研究科の目的・目標達成に向けた教員組織の整備</p>	<p>・「専任，兼任比率の適正化」，非常勤講師率の引下げ」は直接的に計画に盛り込まず，「(イ) 教員組織の整備」に含めることとし，目標値を掲げてはどうか。</p> <p>・有能な教員を確保することが重要</p>	<p>(口) 大学院課程</p> <p>a 授業の達成目標及び成績評価基準を明示し，厳正な成績評価を行う。</p> <p>b 学位授与の方針や基準を明示するとともに，領域審査員や外部審査員の導入などにより，学位審査制度を充実させる。</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 イ 適正な教員配置</p> <p>(イ) 各学部及び各研究科の目的，目標達成に向けた教員組織を整備する。</p> <p>(ロ) 各学部の教員定数の見直しを行う。</p> <p>(ハ) 専任教員の採用・昇任の選考に当たっては，学部等選考委員会のほか，人事委員会の審査を経るなど，選考方法を改善する。</p> <p>(ニ) 厳正で透明性の高い教員選考を行うため，教員の選考は公募制を原則とし，選考基準や審査結果を公表する。</p> <p>(ホ) 選考対象者の教育力，研究力を審査するため，模擬授業，研究成果発表等のプレゼンテーションを実施する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>教育・研究支援センター・農場への教員の適切な配置 ・国際センター，地域連携センターへの専任教員の配置。 ・国際センター，地域連携センターへの各学部教員の，食産業学部附属農場に食産業学部教員の兼務配置</p> <p>・非常に高い研究・教育上の効果が見込まれる場合，有期の大学招聘教授任用を検討</p> <p>共通教育実施の責任体制の確立：共通教育運営委員会の役割明確化 ・共通教育カリキュラムの実施・充実 ・共通教育担当者（本学専任教員・非常勤教員）の決定 ・共通教育時間割・教室の決定 ・共通教育科目試験等不正に関する学生懲戒案の決定 —教授会に提案 ・共通教育主担当教員（英語，音楽，体育等）選考委員の選出 共通教育センターの設置の検討 学部教育における専任，兼任の比率を適切にする。 学部教育における教員組織の年齢構成を適切にする。 教員の男女比率の適正化 ・看護学部男性教員比率を教員数の 10%以上とする。（このなかには，看護専門教員 1 名以上を含む。） ・事業構想学部女性教員比率を 10%以上とする。 ・食産業学部女性教員比率を 10%以上とする。 —教員の担当時間の格差調整と超過授業負担手当による超過負担への配慮</p>	<p>・「教育・研究支援センター」では分りにくいので文言整理。 ・附属農場は食産業学部の施設であり，教員の兼務配置はあり得ないのでは。</p> <p>・有期の大学招聘任用は，第 3 - 3 (1)「人事制度」に文言を整理して記載（51 頁）。</p> <p>・共通教育運営委員会の所掌等の詳細についての記載は不要。</p> <p>・共通教育センターの設置が具体化しているので，それに合わせた記載とする必要がある。</p> <p>・「専任，兼任比率」「男女比」等については，【数値目標・目標年度（例）】に記載。</p> <p>・中期計画の記載事項としてなじまない。</p>	<p>(ハ) 大学院博士課程の設置申請時や新たに大学院を担当する教員については，全学評価委員会で教員資格審査を行う。 (ト) 教員の採用に当たっては，教員の年齢構成，男女比にも配慮する。 (チ) 共通教育に係る担当教員の選任，配置等を適正に行うため，共通教育センターや共通教育運営委員会の役割を明確にする。 (リ) 国際センター，宮城大学地域連携センターに専任教員及び各学部の兼務教員を適切に配置する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】</p> <p>(科目の) 専任教員担当比率 % (平成 年度)</p> <p>教員定数の見直し(平成 年度)</p> <p>教員採用時の公募制実施率 100%(平成 年度)</p> <p>選考に当たってのプレゼンテーション実施率 % (平成 年度)</p> <p>看護学部男性教員比率 %(平成 年度) 10%(平成 26 年度)</p> <p>事業構想学部女性教員比率 %(平成 年度) 10%(平成 26 年度)</p> <p>食産業学部女性教員比率 %(平成 年度) 10%(平成 26 年度)</p> </div>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>非常勤講師率の引き下げに努める —任期制を適切に維持する —教育研究支援の人的補助体制を整備する</p> <p>□ 教員の資質の向上 —教員の資質向上に関する具体的方策 —人事計画承認制：学部・センター・共通教育運営委員会 で人事を行なうには、担当科目・職位・年齢・資格・職務・ 公募条件等についての理事会の承認または理事会の提案 が必要 教員選考方法の改善 本学の「高度な実学」に配慮した、 丁寧・厳正・透明性の高い選考 ・原則公募制 ・研究力と教育力の二重の審査、但し「高度な実学」に配慮 —二段階（学部等選考委員会、人事委員会：選考委員 5 + 理 事 4）の審査・人事委員会での本人プレゼンテーション（研 究成果、模擬授業）及び面接の実施 ・選考の透明性の確保（2 段階目審査の公開、委員の 5 段階 投票制） 教員資格審査実施 全学評価委員会で設置申請（予備審査）及び新規大学院 担当について実施 教員評価方法の整備 現行下記教員評価を改善しつつ維持 ・ピアレビュー—学部評価委員会、全学評価委員会が実施 ・約 140 項目の客観評価（項目年次改善） ・結果評価</p>	<p>・任期制については、第 3 - 3 (1) 「人事制度」に記載（51 頁）。</p> <p>・研究補助者等は 2 (2) イ「研究 の実施体制」に文言を整理して記 載（40 頁）。</p> <p>・「ロ」「ホ」をまとめて記載するこ ととし、項目名を修正。</p> <p>・学内、法人内の手続等につき削除。</p> <p>・学内、法人内の手続、審査の詳細 を削除。</p> <p>・分かりやすく記載する。</p> <p>・文言整理。</p> <p>・教員評価の詳細についての記載は 削除。また、教員評価の結果の処 遇への反映については、第 3 - 3 (2)「評価制度」に記載（51 頁）。</p>	<p>□ 教育及び教員の質の向上 (イ) 教員評価 教育内容、方法の改善に不断に取り組むため、教員評価 に係る評価項目等の見直しを行い、教員評価を実施する。 (ロ) 授業評価 学生による授業評価を全学で実施し、授業評価の結果を もとに「授業改善計画」を策定する。 (ハ) 教員研修 a 全教員を対象に毎年行っている FQ (教員の集団教育研修) について、課題を設定し、その対応案をまとめる課題解決 型の研修として実施する。 b 私費による海外研修を含む承認制の自主研修制度の利用 を奨励するとともに、研究費による長期・短期の海外研究 制度を充実する。 c 教員の教員研究能力の向上を図る制度として、サバティ カル制度の導入を検討する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>・教育，研究，社会貢献，運営及び総合評価</p> <p>・5段階相対評価</p> <p>・本人通知，優秀者公表・処遇措置（給料＝昇給号俸，勤勉手当成績率に反映）</p> <p>・「1」の教員：1年目・2年目注意と改善指導，3年連続「1」の教員：退職勧告 教員研修等の充実</p> <p>・全教員FD（教員の自主集団教育研修）毎年実施</p> <p>・承認制自主研修の実施（私費海外研修を含む）</p> <p>・研究補助金による長期・短期海外研修の実施</p> <p>・サバティカル制の導入</p> <p>八 教育環境の整備</p> <p>—教育環境の整備に関する具体的方策</p> <p>—教育研究の支援センターの整備</p> <p>図書館の整備（総合情報センター）・専門蔵書充実（学生一人当たり蔵書数 90 冊を 6 年で達成する。）</p> <p>・利用者数，貸出冊数の拡大，外部者の閲覧拡大</p> <p>・電子化の推進</p> <p>情報システムの整備（総合情報センター）</p> <p>・毎4年システム及び端末定期全面更新の実施（平成 21 年夏，平成 25 年度）（平成 21 年夏，平成 25 年度）</p> <p>・研究対応の高度化・高速化・大容量化</p> <p>・学生の HP アクセスを向上させ，教育目的により有効に使う。学外から学内 HP 休講掲示にアクセスを可能にする。</p>	<p>・現在，実施しているので削除</p> <p>・現在，実施している制度は充実や奨励等，表現を工夫する。</p> <p>・いきなり「導入」でよいか。「導入を検討」としてはどうか。</p> <p>・以下に記載の総合情報センター等を指すのであれば記載不要。</p> <p>・「外部者の閲覧拡大」は，第 2 - 1（3）「地域社会との連携」に内容を整理して記載（46 頁）</p> <p>・「電子化の推進」とは具体的に何の電子化か不明。</p> <p>・システム，機器の更新は計画になじまない。</p> <p>・学生の HP アクセス向上，学外から学内へのアクセス率は環境整備の</p>	<div data-bbox="1413 272 2107 659" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】</p> <p>学部，研究科における授業評価の実施率 %（平成 年度） 100%（平成 年度）</p> <p>対象科目に係る授業評価の実施率 %（平成 年度） 80%（平成 年度）</p> <p>学生の回答率 %（平成 年度） 80%（平成 年度）</p> <p>教員の FD 参加率 %（平成 年度） 100%（平成 26 年度）</p> </div> <p>八 教育環境の整備</p> <p>（イ）専門図書の実充，図書の電子化を進めることにより，利用者数，貸出冊数の増加を図る。</p> <p>（ロ）高度な教育研究活動に対応するため，学内情報ネットワークの高速化，大容量化を図る。</p> <p>（ハ）IT やメディアを利用した授業，学生への情報提供，学内の情報共有等，教育研究活動における情報システムの利活用を進める。</p> <p>（ニ）学生の英語教育を支援するため，オーラルコミュニケーション訓練，e-ラーニング自習システム等の充実を図る。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>・学外から学内へのアクセス率を高める。</p> <p>・語学学習環境の整備（国際センター，共通教育センター） オーラルコミュニケーション訓練等，e-ラーニング自習システムの充実 <u>外国語 TV 受信環境整備</u> 英語検定教材等整備，検定機会提供 留学・留学生セミナー・プレゼンテーションコンテスト等開催</p> <p>・地域教育環境整備（地域連携センター） <u>協定市町村での実習・演習・調査等教育現場の確保</u></p> <p>・IT 技術，新しいメディアを活用した教育方法</p> <p>・<u>キャンパス間の移動手段の整備</u> 教職員：公用車または自家用車移動（出張扱い） 学生：必要に応じてスクールバス使用 必要が出てきたらシャトルバスについて再検討</p> <p>二 大学間教育等の充実 学都仙台コンソーシアムにおける単位互換制度の充実 対象科目の拡大，大学院への拡大，サテライトキャンパス 開講科目の計画的運営</p> <p>国際交流協定を締結した大学等との教育の相互交流を推進 国際交流協定大学数は，国別，分野別，大学種別等のバランスや教員交流の実績等を考慮し，10 校程度に拡大する。</p>	<p>目的と，整備により得られる結果なので削除。記載するのであれば，数値目標として掲げる等としてはどうか。</p> <p>・計画の記載事項が多いので整理し，一部を数値目標として掲げる。</p> <p>・オーラルコミュニケーション訓練は，どの機関が，どのような方法で実施するのか不明。</p> <p>・分かりやすく記載。</p> <p>・「情報システムの整備」に記載。</p> <p>・現在の取扱いと仮定に基づく計画であり記載不要。</p> <p>・第 2 - 1 (4) 「大学間の連携」に文言を整理して記載 (47 頁) 。</p> <p>・第 2 - 2 (2) 「海外大学等との連携」に文言を整理して記載 (47 頁) 。</p>	<p>【数値目標・目標年度（例）】</p> <p>学生一人当たり蔵書数 冊（平成 年度） 90 冊（平成 26 年度）</p> <p>利用者数 人（平成 年度） 人（平成 26 年度）</p> <p>e-ラーニング自習システム利用者数 人（平成 年度） 人（平成 年度）</p> <p>貸出教材数 （平成 年度） （平成 年度）</p>

大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】	大学案に対する意見	修正案
<p>学生交換協定に授業料免除協定を含む 協定先大学の単位取得本学認定</p> <p>ホ 教育の質の向上 授業評価の活用 学生の授業評価を統一様式により完全に実施する。（再）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスとの連動も視野に項目の検討，8 割の項目の全学的統一 ・対象科目につき，科目実施率をほぼ 100%とする。 ・各科目の学生回答率を 80%（母数は単位取得者数）以上とする。 <p>学部及び全学の教務委員会で学生の授業評価を分析し，コメントをつけて担当者・教授会に報告し，学生の授業評価と担当者のコメント及び学部等の対応について公表する。学生の授業評価を組織的に教育の質の向上に役立てる。「授業改善計画」を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> —学生の授業評価を教員の教育評価及び学部・研究科の組織評価に反映させる。但し，出席率要件等を設けて，無責任な学生の授業評価は反映されないように工夫する。 <p>FD の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会・共通教育部会・各学部・研究科部会の構成で毎年実施 ・課題を設定，課題解決型（課題と対応案をまとめる）とする。 ・教員の意識改革に向け基本的に全員参加とする。 ・毎年終了後速やかに報告書を作成する。 ・教授会，共通教育運営委員会，全学学務入試委員会等の審議機関で正式に教育改善の対応案を検討・決定し実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ロ 教育及び教員の質の向上」に文言を整理して記載済（27・28 頁）。 ・授業評価の実施方法の詳細については記載不要 ・実施率，回答率は【数値目標・目標年度（例）】として記載済（28 頁）。 ・授業評価の実施方法の詳細については記載不要。 ・FD の実施方法の詳細については記載不要 ・全員参加，課題解決型等については，「ロ 教育及び教員の質の向上」で記載済（27 頁）。 	

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>△教育活動の評価 —教員教育活動評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員評価のなかで毎年全教員の教育活動評価を行ない，これを給料，勤勉手当等に反映させる。 ・教員評価とくに教育評価基準や方法について，反省点を次年度の改善に反映させる。 <p>教育組織及び教育支援組織の活動評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学部・研究科の教育活動の組織評価を毎年定期的に行う。</u> <u>これを学部・研究科の教育改善経費配分等に反映させる。</u> ・各センターの教育支援活動の組織評価を毎年定期的に行なう。<u>これを各センターの教育支援改善経費配分等に反映させる。</u> <p>—年次自己点検評価 毎年の組織評価等を用いて，中期目標・中期計画の実施状況を各年度終了2ヶ月以内に点検評価し，簡潔な年次報告にまとめる。</p> <p>自己点検評価と認証評価機関（大学基準協会）評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人実績評価が実質的には5年度目の平成25年度末となることを想定しその前提として，原則毎4年の自己点検評価と7年以内に1回の認証評価を次のように行なう。（再） 定期自己点検評価（認証評価の前提） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度 認証評価（大学基準協会） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度 <p>△評価結果の活用 —年次教育実績の自己点検結果を次年度の改善に活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員評価については，「口 教育及び教員の質の向上」に文言を整理して記載（27 頁）。 ・全体的に分かりやすく簡潔にする。 ・各センターも組織として評価を受けることから，「学部，研究科等」の「等」に含める。 ・「年次自己点検評価」は，地独法に基づく年度実績と考えられるので削除。 ・前提条件は記載不要 ・評価結果の活用については，第 5 - 1「自己点検・評価」に記載（56 頁）。 	

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>—平成 25 年度～平成 26 年度 平成 24 年度自己点検評価で未達成であった中期目標・中期計画教育項目の完全達成につとめる。</p> <p>（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置 イ 学習支援 導入科目の「基礎ゼミ」で大学生生活への転換を図る。図書館・情報システム，ラボ等の利用，大学での学習法，大学生活等についても学ぶ。</p> <p>1 年次前期—2 年次前期の 3 セメスターについて全学生を 30 人程度の必修英語クラスに編成する。クラス担任制を設ける。</p> <p>・クラス担任は，常に親しく学生に接し，個々の学生とのコミュニケーションにより，学生生活が円滑に進むように努める。</p> <p>・クラス担任は，学生の履修指導，学生生活指導，学生相談等の必要が生じた場合には，共通教育運営委員会，各学部の教務委員会，学生委員会，全学の学生委員会（学生部長），学生相談室，保健室等に連絡する。</p> <p>—専門科目の履修相談には，教務委員会が対応する。</p> <p>—オフィスアワー制の継続・強化 ・シラバスに各教員のオフィスアワーを記入 ・学生は，オフィスアワーに研究室を訪問し，授業について質問 ・オフィスアワーの在・不在を，学生授業評価に記入 ・教務委員会でオフィスアワーの実施を検証</p>	<p>・当然のことは，計画として記載不要。</p> <p>・既存の実施内容を削除の上，文言修正。</p> <p>・事務手続きの記載は不要。</p>	<p>（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置 イ 学習支援 （イ）「基礎ゼミ」において大学での学習方法を身につけさせるとともに，1 年次前期から 2 年次前期における必修英語クラスにおいてクラス担任制を導入し，各学部の教務委員会や学生委員会と連携しながら，学生生活が円滑に進むように支援体制を強化する。</p> <p>（ロ）シラバスにオフィスアワーを明記するなどにより，相談体制の充実を図る。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>留年者や「履修上のつまずき」等に対する学習支援の強化 長期欠席者をリスト化し，学生委員定期面談 科目等履修生，研究生等に対する学習支援の強化</p> <p>□ 生活支援 — 学生生活の環境整備 — 通学手段の整備 ・ 仙台駅間直通バス所要時間短縮，本数，終バス対策 ・ 仙台長町・太白キャンパス間バスの本数，終バス対策 ・ 駐車場全員許可 — キャンパス間の移動手段の整備 ・ スクールバス利用促進 — 自習室・ラウンジの整備 ・ 席数・スペース拡大 キャンパス・アメニティ ・ 教室の学習環境整備（椅子・机サイズ，換気，空調） ・ 館内最低気温 15 度，室内最低温度 21 度，最高室温 28 度 ・ キャンパス内全面禁煙の実施（平成 21 年 4 月） ・ キャンパス美化— キャンパスレンジャー，園芸部との協力 心身の健康への支援体制の充実 — 学生生活委員会と保健室を中心とした学生の健康管理体制の充実</p>	<p>・「学習支援の強化策」を具体的に明示すること（明示できない場合，本項目は削除）。</p> <p>・ 既存の実施内容を削除の上，文言修正。 ・ 大学として実施できる内容を記載すべき（バスの本数の増加は大学独自では出来ない）。</p> <p>・「相談体制の強化」により対応可能となるので，詳細な事案の記載は削除。</p> <p>・ 純粋な生活支援の内容でないため削除</p>	<p>(ハ) 長期欠席者をリスト化し，定期面談を実施することにより留年者等に対する学習支援を強化する。 (ニ) などにより，科目等履修生，研究生等に対する学習支援を強化する。</p> <div data-bbox="1413 424 2107 619" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】</p> <p>休学者の数 人（平成 年度） 人（平成 26 年度）</p> <p>退学者の数 人（平成 年度） 人（平成 26 年度）</p> </div> <p>□ 生活支援 (イ) 学生のニーズを的確に把握しキャンパス・アメニティ等の充実に努める。 (ロ) 学生が抱える心身の問題に対応するため，学生生活委員会，保健室，学生相談室等の連携による相談体制を強化する。</p> <div data-bbox="1413 932 2107 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【目標年度（例）】</p> <p>キャンパス内全面禁煙の実施（平成 21 年度）</p> </div>

<p>大学案（平成20年4月22日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>—感染予防対応体制の整備— ・看護学生：看護実習に伴う感染予防対策の確実な実施と感染症発症時の対応体制（システム）の明確化・AEDの設置と講習会 —学生からの進路・学習相談，生活相談等に応じ，的確なアドバイスを行う相談体制の整備を図る。 ・学生委員会と学生相談室を中心とした相談体制の充実 ・学生相談室へのカウンセラーの配置 ・相談への対応の有機的な連携（学生部長・学生委員会・学生相談室・各学部） ・学生相談件数・内容等の統計把握（月例教育研究評議会報告） ・保護者への適切な情報提供と連携を図り，学生が抱える問題への早期発見・対応</p> <p>—退学者・休学者の状況把握 学生委員面談による事前チェック（出欠・成績・履修把握による）</p> <p>—ハラスメント防止と対応のための措置の整備 ・通報窓口の整備 ・学則・人権侵害防止対策規程による迅速な措置 ・教職員への注意喚起と就業規則による厳重措置</p> <p>—学生の課外活動の支援 —サークル活動の支援 ・課外活動室（サークル室）維持管理 ・サークル顧問活動の教員評価 ・後援会（保護者の会）支援の窓口機能強化</p>		

大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】	大学案に対する意見	修正案
<p>—キャンパスレンジャー，ITレンジャーとの協力体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動への支援 ・各種ボランティア活動への支援，教員の顧問活動 ・宮城大学管弦楽団慰問活動への支援 <p>—防災及び災害時の危機体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害・危機対策本部の設置 ・定期防災訓練の実施（年 2 回） <p>—学生表彰制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の維持，副賞の充実，推薦組織の拡大 ・基準の明確化 <p>八 就職支援</p> <p>進路指導體制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア開発委員会とキャリア開発室の活動強化と連携 ・キャリアガイドブック作成 ・学年進行に対応した指導體系 大学説明会，企業・病院研究セミナー等の開催 キャリア開発東京分室の活動強化 ・授業「キャリア開発」の実施（事業構想学部） <p>就職支援目標の明確化</p> <p>看護学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の学生の就職希望が実現するように支援 ・看護師・保健師国家試験 100% あるいはこれに近い合格率を実現(再) ・100% あるいはこれに近い就職率（看護師職・保健師職・養護教諭等）を実現(再) ・県内就職率，6年平均 50%以上（再） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 - 1 (1) 「卒業後の進路等～」の内容を文言整理して記載（2～4 頁）。 ・既存の実施内容を削除の上，文言修正。 	<p>八 就職支援</p> <p>(イ) キャリア開発室の活動を強化し，大学説明会，企業・病院研究セミナー等を開催することにより，学年進行に対応した指導を充実させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・目標年度(例)】 学年別の企業等説明会の数 (平成 年度) (平成 26 年度)</p> </div> <p>(ロ) 臨地実習やインターンシップなど，地域と連携した実践教育を充実させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標(例)】 インターンシップ実施率(事業構想学部) %(平成 年度) 50%(平成 26 年度)</p> </div>

大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】	大学案に対する意見	修正案																		
<p>事業構想学部・食産業学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の学生の就職希望が実現するように支援 ・首都圏の有力企業就職希望学生の支援 ・地域有力企業等希望学生の支援 ・起業支援 ・(再)結果として，95%以上の就職率の達成 35%以上の県内就職率の達成（但し食産業学部は第1期の結果で数値目標を策定） 東証一部上場企業（または学生人気企業）100社入社率向上 		<p>(ハ) 卒業生のキャリア開発支援及びキャリアアップを図るため，非正規雇用者への再教育及びUターン希望者への支援を行う。</p> <p>(ニ) 看護学部においては，国家試験合格及び就職並びに卒業後の助産師，専門看護師，認定看護師などのキャリアパスに対する支援を強化する。</p> <p>(ホ) 事業構想学部においては，授業科目「キャリア開発」の充実を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標（例）】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">看護師国家試験</td> <td style="padding-left: 20px;">%（平成 年度）</td> <td style="padding-left: 20px;">100%（平成 26 年度）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保健師国家試験</td> <td style="padding-left: 20px;">%（平成 年度）</td> <td style="padding-left: 20px;">100%（平成 26 年度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">就職希望者の就職率</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・看護学部</td> <td style="padding-left: 20px;">%（平成 年度）</td> <td style="padding-left: 20px;">100%（平成 26 年度）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・事業構想学部</td> <td style="padding-left: 20px;">%（平成 年度）</td> <td style="padding-left: 20px;">95%（平成 26 年度）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・食産業学部</td> <td style="padding-left: 20px;">%（平成 年度）</td> <td style="padding-left: 20px;">95%（平成 26 年度）</td> </tr> </table> </div> <p>(ヘ) 大学院研究科においては，キャリア開発担当及び指導教員が，新規就職や職場復帰について，能力・資格に応じた適切な進路指導・就職支援を行う。</p>	看護師国家試験	%（平成 年度）	100%（平成 26 年度）	保健師国家試験	%（平成 年度）	100%（平成 26 年度）	就職希望者の就職率			・看護学部	%（平成 年度）	100%（平成 26 年度）	・事業構想学部	%（平成 年度）	95%（平成 26 年度）	・食産業学部	%（平成 年度）	95%（平成 26 年度）
看護師国家試験	%（平成 年度）	100%（平成 26 年度）																		
保健師国家試験	%（平成 年度）	100%（平成 26 年度）																		
就職希望者の就職率																				
・看護学部	%（平成 年度）	100%（平成 26 年度）																		
・事業構想学部	%（平成 年度）	95%（平成 26 年度）																		
・食産業学部	%（平成 年度）	95%（平成 26 年度）																		

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>ニ 経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料の減免率維持 ・学生支援機構奨学資金制度の活用 ・寄付金により「宮城大学奨学基金」を創設（学生の外国研修支援等に使用） <p>ホ 社会人への支援</p> <p>大学院設置基準 14 条（教育方法の特例）などを取り入れた制度的・組織的な配慮</p> <p>→ 大学院授業の半数を隔年で夜間開講するなど社会人が履修しやすい授業形態とする。（社会人の多い研究科。学生は 2 年間で夜間のみまたは昼間のみで単位取得できる。）</p> <p>サテライトオフィスでの受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムのサテライトキャンパスを利用 ・本学サテライトキャンパスの設置を検討 <p>ヘ 留学生への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生相談窓口常設，留学生セミナー・学生交流会の開催（国際センター） ・授業料減免など経済的負担軽減 ・留学生向け教育プログラム（日本語，日本事情）の充実 ・専門科目授業では日本人と同一の負荷・義務 ・中国語大学案内 HP の作成 ・国際センター（留学生支援業務）と学部・研究科との情報共有・連携 	<p>授業料については「減免率維持」ではなく，適宜見直しを行う必要がある（要調整）。これについては，第 4 - 1（3）「授業料等の適切な設定」に記載（54 頁）。</p> <p>・「ホ」「へ」を統合し，文言整理。</p>	<p>ニ 経済的支援</p> <p>学生に対して授業料の減免制度や学生支援機構奨学資金制度等についてきめ細かな情報の提供を行うとともに，企業等からの寄附金による「宮城大学奨学基金（仮称）」を創設する。</p> <p>ホ 社会人・留学生への支援</p> <p>（イ）社会人が履修しやすい受講形態を提供するため，サテライトキャンパス等の設置や夜間受講について検討する。</p> <p>（ロ）留学生相談窓口及び留学生向け教育プログラムの充実を図る。</p>

大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】	大学案に対する意見	修正案
<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 研究の方向性 実学の研究（ニーズ牽引型の研究）を 3 つの段階で推進 ・ 社会のニーズに応える研究開発を研究テーマに設定 ・ 最新の科学的知識・技術・手法を動員・結合して成果（新しい知識，技術，物質，機械，もの，システム，政策，ビジネスモデル，作品等）を生む。 ・ 成果の適用・応用・実用化・産業化 社会の評価を得る。</p> <p>本学は実学研究を，次の方針で推進 ・ できるだけ地域社会のニーズに対応した研究テーマを設定 ・ 看護・事業構想・食産業それぞれの分野でまたは連携して研究 ・ 地域各機関，企業等と共同または連携して研究</p> <p>ロ 研究水準 「社会に評価される研究水準」（研究水準の評価法は，分野で異なる）を達成する。「社会に評価される」水準を次の事項等で判断。 a. 学術誌（レフリード・ジャーナル）採用・掲載 b. 学術書刊行 c. 学会（学術会議登録）発表 d. 論文引用数 citation index 社 e. 権威ある賞の受賞 f. 科学研究費獲得高 g. 特許取得及び使用料その他の収入額 h. 産業化・マーケット獲得高 i. 認証評価等の第 3 者評価</p>	<p>・ 同じような表現をまとめて記載</p> <p>・ 項目名を修正。</p> <p>・ a ~ i までの水準は，数値目標設定の例示として文章化。</p> <p>・ 大学案の（2）ホ「研究の質の向上」に記載の「紀要の充実」を内容修正して記載（43 頁）。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 研究の方向性 (イ) 地域社会のニーズに対応した研究テーマを設定し，実践的かつ課題解決型の研究を推進する。 (ロ) 看護・事業構想・食産業それぞれの分野の研究及び学部横断的な研究を推進する。 (ハ) 各学部・研究科の特性を生かし，地域の公的試験研究機関，企業との連携を深め，研究の活性化を図る。 (ニ) 最新の科学的知識・技術・手法を動員・結合して成果を産み出し，その実用化・産業化を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】 公的試験研究機関，企業との連携数 件（平成 年度） 件（平成 年度）</p> </div> <p>ロ 研究水準の向上 (イ) 個々の教員の研究水準の数値目標を設定し，学術誌（レフリード・ジャーナル）への掲載や学会発表などにより，その研究水準の達成に努める。 (ロ) 学術論文の発表の場である研究紀要の質的な向上を図るため，論文の掲載に学外委員による審査を義務づけるレフェリー制を導入する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>研究水準の数値目標を次の通りとする。（a. b. は本学で組織評価に用いている教員の研究評価を総合した研究活動水準指標）</p> <p>a. 教員当り年著作物・作品点数等加重平均・・・18 点以上</p> <p>b. 教員当り年学会発表等加重平均・・・・・・・・・・10 点以上</p> <p>c. 教員平均年外部研究費受入額・・・・70 万～80 万円以上</p> <p>八 研究成果の社会への還元</p> <p>地域連携センターを核として大学の知的財産である研究成果を次の方法で，社会に積極的に還元</p> <p>a. 産学連携による産業界への還元</p> <p>b. シンポジウム，公開講座などを通して地域社会に還元</p> <p>c. 各種審議会委員、研修会・後援会講師派遣</p> <p>d. 協定による県内市町村行政コンサルティング</p> <p>e. 各種媒体による研究成果の情報発信</p> <p>成果還元活動水準の指標には，学部毎・個人毎に特徴があるが，全学平均では，教員評価と組織評価指標を用いて，次の数値目標を達成</p> <p>a. 教員当り産学連携活動（加重平均）・・・・・・・・2.5 以上</p> <p>b. 教員当り国自治体委員数（加重平均）・・・・3.0 以上</p> <p>c. 教員当り外部講師回数（加重平均）・・・・4.0 以上</p>	<p>・「具体的な数値目標」については，説明が必要となる指標（加重平均など）は計画には記載せず，自己点検評価を行う際の指標として，内部的に用いた方が良いものと考ええる。</p> <p>・ a , b をまとめて，a) として文章化。</p> <p>・「具体的な数値目標」については，説明が必要となる指標（加重平均など）は計画には記載せず，自己点検評価を行う際の指標として，内部的に用いた方が良いものと考ええる。</p>	<p>八 研究成果の地域社会への還元</p> <p>（イ）大学の研究成果を地域に生かす社会活動拠点である宮城大学地域連携センターを核として，産学官連携の取組を強化するとともに，シンポジウムや公開講座などの開催を通じ，研究成果を積極的に地域社会に還元する。</p> <p>（ロ）国や自治体の各種審議会委員への従事や，研修会・講演会などへの講師派遣により，教員の知的財産を地域社会に還元する。</p> <p>（ハ）自治体との協定に基づいた連携協力などにより，地域社会の活性化に寄与する。</p> <p>（ニ）ホームページなどにより研究成果の情報発信を積極的に行う。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 研究の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究担当理事の研究推進上のリーダーシップを樹立する。 ・ 学部の研究組織としての機能の強化、及び学内3学部横断的研究体制の強化 ・ <u>学内と公設試験研究機関や企業との研究上の連携の強化</u> ・ <u>研究補助者等の研究支援組織の強化</u> <p>ロ 研究費の確保と配分</p> <p>研究活動の一層の活発化に向けて、研究費を次のように確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究補助金総額は8000万円以上を維持する。 ・ 外部研究資金獲得額を6年以内に1億円とする。 ・ 研究費補助金は、一般研究補助金、指定研究補助金（国際、地域、産業化プロジェクト）、海外研究補助金（長期、短期）とする。 ・ シーズの産業化を組織的に促進する「産業化プロジェクト研究」は、600万円（1件200万円）とする。企業等の外部資金協力を受ける。 ・ 国際学会等派遣旅費800万円以上を維持する。 <p>研究費・研究旅費の各教員への配分は、研究計画及び実績の審査による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般研究補助金の配分のための審査は、15人の教員の書類審査と学長・副学長・部局長による高額申請者に対する審査会審査の2段階審査による。 ・ 指定研究補助金（国際共同研究、地域共同研究）、海外研究補助金（長期、短期）の配分は審査会の審査による。 	<p>・ 研究担当理事の役割具体的に記載</p> <p>・ 「学部の研究組織としての機能強化」は具体的に意図するところが分かりにくい。</p> <p>・ (1) イ「研究の方向性」に記載済（38頁）</p> <p>・ 文言整理</p> <p>・ 項目名を修正。</p> <p>・ 「補助金総額の維持」は、計画の記載事項としてなじまない。認可を受けることにより、交付金を縛りかねない。</p> <p>・ 外部資金の獲得については、第4-1(1)「外部資金の獲得」に文言を整理して記載（53頁）。</p> <p>・ 現在の研究費補助金の種別、配分手続等の説明は不要</p>	<p>(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 研究の実施体制</p> <p>(イ) 研究担当理事を配置し、学外機関との連携強化、外部資金の獲得等を主導する。</p> <p>(ロ) 研究委員会を中心とした学部横断的な研究支援体制を強化する。</p> <p>(ハ) 大学院生等を研究補助者として配置し、研究者を支援する。</p> <p>ロ 研究費の配分</p> <p>(イ) 一般研究費については、基準額の見直しなど、より競争的な資金配分システムを検討する。</p> <p>(ロ) 指定研究費（国際共同研究、地域共同研究）、海外研究費（長期、短期）は研究計画及び実績の審査に基づき配分する。</p> <p>(ハ) 国際学会等派遣旅費は、国際学会発表のプライオリティを基準に配分を決定する。</p> <p>(ニ) 産業化プロジェクト研究費は、シーズの実用化、産業化を促進する研究に重点的に配分する。</p> <p>(ホ) 指定研究、長期海外研究、産業化プロジェクト研究については、成果発表会を開催する。一般研究研究費による研究については、研究委員会で成果を点検する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>・産業化プロジェクト研究は，学長及び研究担当理事が候補を組織し，審査会にかけろ。</p> <p>・国際学会等派遣旅費は，研究委員会で国際学会発表をプライオリティを置く基準により研究委員会で配分を決定する。</p> <p>審査による配分額の決定後は，直ちに本学ホームページ「研究情報」欄に，氏名，テーマ，配分額を公表する。</p> <p>指定研究，長期海外研究，産業化プロジェクト研究については，成果発表会を開催する。一般研究研究費補助金による研究については，研究委員会で成果を点検する。</p> <p>八 研究者等の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員選考法の改善による研究力及び教育力の高い教員の確保（再） ・若手教員の研究時間の確保，若手教員の運営負担の軽減 ・研究活性化のために，有能なポスドク，RA 等を積極的に活用 <p>二 研究環境の整備</p> <p>研究活動に必要な研修機会確保</p> <p>下記研究活動を公的な活動時間(公務)として扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般研究補助金による研究活動 ・指定研究補助金による研究活動 ・長期・短期海外研究補助金による海外研修 ・許可による自費海外研修 ・許可による自主研修 ・サバティカル研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名を修正。 <p>・「イ 研究の実施体制」に内容を整理して記載（40 頁）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究費による研究活動は研究活動そのものであり，研究活動に必要な研修ではないのでは。 	<p>八 研究者の配置</p> <p>研究成果に係るプレゼンテーションを実施するなど，教員の選考方法を改善し，より研究力の高い教員を配置する。</p> <p>二 研究環境の整備</p> <p>(イ) 研究時間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> a 教員の負担を軽減するため，授業担当時間の適正な管理，全学委員会の整理統合により管理運営業務を削減する。 b 若手教員の負担を軽減するため，学部等の運営業務，教授会業務の整理統合を行う。 c 承認制の自己研修制度やサバティカル制度により，教員が中・長期に自己の研究調査に専念できる環境を整備する。

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>研究設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備費補助金による大学研究設備維持・更新 ・設備寄附，外部研究資金獲得による研究設備整備 <p>競争的研究資金獲得のための方策を講じ、競争的研究資金の獲得件数及び総額の増加を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究資金の教員平均額 70 - 80 万円，総額 1 億円という目標の自覚 ・競争的研究資金の申請件数を教員評価に反映 ・競争的研究資金の獲得額を教員評価に反映 ・競争的研究資金の獲得額（総額，一人当り）を学部の組織評価に反映 ・競争的研究資金の種類や・趣旨及び上手な申請書の書き方について，研究委員会で講習会開催（募集要項発表時） <p>研究時間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会の十分な運営機能・全学委員会の整理統合 ・学部・研究科運営委員会の十分な機能（若手の研究時間確保） ・教授会業務の整理統合・年代間配分工夫（若手軽減） ・授業担当時間の平準化（可能な限り），超過授業時間手当の導入 ・海外研修やサバティカルの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標に合わせて，ソフト（時間の確保）をハード（設備）よりも先に記載。 ・競争的研究資金の獲得は，第 4 - 1（1）「外部資金の獲得」に文言を整理して記載（53 頁）。 ・教員評価等への反映は記載不要。 ・内容を整理して記載（41 頁）。 ・理事会，学部・研究科運営委員会が機能することと，研究時間が確保されることの関係が不明確である。 	<p>(ロ) 研究設備</p> <ul style="list-style-type: none"> a 研究設備・機器等の計画的な更新を行うとともに，有効な活用等を検討する。 b 寄附や外部資金の獲得による研究設備・機器等の整備に努める。

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>ホ 研究の質の向上の具体的方策 <u>現行教員評価の研究評価を継続して実施</u> <u>年次点検により精度の高い評価システムに改善</u> ・研究活動成果項目の点検 ・分野ごと項目ウェイトの点検 ・組織評価の研究評価法の点検 ・データベース改修による評価精度向上</p> <p>— 紀要の充実 ・レフェリー制の整備・徹底</p> <p>チ 知的財産の創出 ・研究成果の知的財産化と地域連携センター等を通じた技術移転をより一層推進 ・知的財産をデータベース化し，学外への積極的な PR を行う</p> <p>ウ ・知的財産創出件数の増加 ・産業化プロジェクト研究を活用 ・本学発明等規程の改正による法人化対応</p>	<p>・記載内容が「評価」についてなので，項目名を修正。 ・点検する事項について，まとめて記載する。</p> <p>・第 1 - 2 (1) 「口 研究水準の向上」に記載済 (38 頁) 。</p> <p>・【数値目標・目標年度 (例)】を設定。 ・法人内の事務的処理なので不要。</p>	<p>ホ 研究活動の評価 研究業績を適正に評価するため，研究評価については，研究活動の成果項目，項目のウエイト，組織評価における研究評価の方法等を毎年点検し，より精度の高い評価システムを確立する。</p> <p>ヘ 知的財産の創出 (イ) 産業化プロジェクト研究予算を活用し，シーズの知的財産化を図る。 (ロ) 知的財産をデータベース化し，ホームページなどにより，学外に積極的に情報を提供する。 (ハ) 宮城大学地域連携センターなどを通じ，知的財産の技術移転を推進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【数値目標・目標年度 (例)】</p> <p>知的財産創出件数</p> <p>特許 件 (平成 年度) 件 (平成 年度)</p> </div>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>第 2 地域貢献等に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育</p> <p>学部：県内高校生との間に支持と信頼を確立し、県内高校出身者比率を看護学部，事業構想学部は 60%以上，食産業学部は 50%以上とする。(再)</p> <p>学部：地域の人材確保の意味から（県立大学として地域への人材供給の重要性から），県内就職率を看護学部平均 50%以上，事業構想学部は平均 35%以上，食産業学部は可能なかぎり県内就職率についても考慮することとする。(再)</p> <p>大学院：地域の卓越した教育研究拠点として，大学院の地域社会人受け入れを研究科の特性に応じて 50%以上（看護学研究科），30%以上（事業構想学研究科），10%以上（食産業学研究科）とする。(再)</p> <p>認定看護師スクール</p> <p>・事業主体：宮城県，運営主体：宮城大学（法人）法人受託事業</p> <p>・大学運営組織：スクール長，運営委員会，教員会議，入試委員会</p> <p>・学生定員 30 名，専任教員 2 名，非常勤講師</p> <p>・平成 20 年度より 3 年時限であるが，実績により平成 23 年度以降も継続</p>	<p>・項目名を修正。 「県内高校出身者比率」の記載については，要調整。</p> <p>・第 1 - 1 (1) 「教育の成果～」の「卒業後の進路等～(2～4 頁)」にも記載のある「県内就職率」は【数値目標・目標年度(例)】として記載。</p> <p>・第 1 - 1 (2) 「教育の内容等～」の「地域社会人の受け入れ推進(14 頁)」にも記載のある「社会人の受入率」は【数値目標・目標年度(例)】として記載(45 頁)。</p> <p>・既存実施内容を削除の上，文言整理。</p>	<p>第 2 地域貢献等に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 県民の高等教育機関としての役割</p> <p>イ オープンキャンパス・出前授業及び高校訪問等の実施により県内高校生の入学者比率を高める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・目標年度(例)】</p> <p>県内高校生の入学者比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護学部 % (平成 年度) 60% (平成 26 年度) ・事業構想学部 % (平成 年度) 60% (平成 26 年度) ・食産業学部 % (平成 年度) 50% (平成 26 年度) </div> <p>ロ 県内の病院や企業などにおける実習・インターンシップ等を通じて県内就職者の比率を高める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・目標年度(例)】</p> <p>県内就職者比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護学部 % (平成 年度) 50% (平成 26 年度) ・事業構想学部 % (平成 年度) 35% (平成 26 年度) ・食産業学部 % (平成 年度) % (平成 26 年度) </div>

大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】	大学案に対する意見	修正案
<p>(2) 研究</p> <ul style="list-style-type: none"> — 地域の課題やニーズに基づいた研究の推進 — 研究補助金の地域性研究課題の設定 ・ 研究補助金「地域共同研究」の推進 ・ 研究補助金「産業化プロジェクト研究」による産業化推進 ・ 全教員の研究課題の HP 公表，「県民の目」の意識 — 地域連携センターによる地域研究推進 ・ 県や市町村の研究課題に参画 ・ 受託研究課題に対応 ・ インキュベーション機能の強化 <p>(3) 地域社会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携，協同の窓口としての地域連携センターの機能の充実強化 ・ 年 10 回以上公開講座・シンポジウム等の開催。（主催：大学，地域連携センター，各学部。他機関主催に参画） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 - 2 (1) 八「研究成果の地域社会への還元(39 頁)」と内容重複につき削除。 ・ 項目名を修正。 	<p>八 地域の卓越した教育研究拠点とするため，大学院への社会人の受け入れを積極的に進める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】</p> <p>社会人の受入比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護学研究科 %（平成 年度） 50%（平成 26 年度） ・ 事業構想学研究科 %（平成 年度） 30%（平成 26 年度） ・ 食産業学研究科 %（平成 年度） 10%（平成 26 年度） </div> <p>(2) 地域社会への貢献</p> <p>イ 大学の連携，協働の窓口としての宮城大学地域連携センターの機能の充実強化を図り，公開講座やシンポジウムの開催などにより，地域課題に対する技術指導・情報提供などの支援を行う。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>・地域課題に対する技術指導・情報提供の支援 ・図書館の利用時間などにおけるサービスの拡大 ・大学施設の地域への開放（但し，目的外使用料徴収） ・学生地域活動の促進，顕彰</p> <p><u>（４）産学官の連携</u> 産学官連携の積極的な推進</p> <p>・地域連携センターを中心とした，産学官のネットワーク（「研究交流会」）活動充実。 ・「ＫＣみやぎ」（基盤技術支援センター）のメンバーとして，積極的活動</p> <p>進出企業に対応するカーエレクトロニクス等関係の教育研究の推進</p> <p>・「産業化プロジェクト研究」等による産業化推進（再）</p> <p>自治体との連携協定</p> <p>・大崎市，気仙沼市と連携の第２ステージ・実質化 ・他の自治体との連携協定による連携協力 ・対自治体コンサル事業（研究調査受託，政策立案受託等）</p> <p>―県と連携した事業等への積極的な取り組み，国や市町村などの審議会委員等への参画</p>	<p>・既存の取り組み内容との整理。</p> <p>・文言整理。</p> <p>・大学としての計画に当たらないため削除。</p>	<p>□ 図書館の利用時間の延長や大学施設の地域への開放などサービスの拡大を図る。</p> <div data-bbox="1413 347 2107 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】 公開講座・シンポジウム等の開催 回（平成 年度） 10 回（平成 26 年度）</p> </div> <p>（３）産学官の連携</p> <p>イ 宮城県基盤技術高度化支援センター（ＫＣみやぎ）のメンバーとしての活動を通じて共同受託研究を進める。 □ 宮城大学地域連携センターを中心とした，産学官のネットワークをさらに充実させる。 ハ カーエレクトロニクスなど，県内進出企業に関連した教育研究を進め，これらの企業との連携を図る。 ニ 既に協定を締結している自治体との連携を充実強化するとともに，県やその他の自治体との連携した取組を積極的に進める。</p> <div data-bbox="1413 1050 2107 1166" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】 コンサル事業の受託数 件（平成 年度） 件（平成 26 年度）</p> </div>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>(5) 大学間の連携 学都仙台コンソーシアムへの参画による連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライトキャンパス単位互換授業の提供 ・サテライト公開講座の実施 ・地域防災計画参加 ・共同国際シンポジウム開催 <p>2 国際交流__に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 国際交流の推進</p> <p>国際センターの充実_____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任教員及び兼務教員の充実，活動強化 ・英語力のあるセンター職員の任用 ・海外大学との往来・情報交換・情報収集力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業(スピーチコンテスト，プレゼンテーションコンテスト，公開講座等)の充実 ・センター国際業務の質の向上，本部事務組織との連携 <p>(2) 海外大学等との連携</p> <p>—実効性を重視した大学間協定 10 校程度に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員や学生間の交流等の推進 ・留学学生の単位認定の実施 ・学生授業料相互免除の実施 ・共同研究の実施 ・共催シンポジウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外大学等との連携，留学・留学生支援も含めて「国際交流等」とする。 ・「の推進」を「を推進するための体制整備」に修正。 ・項目名を削除 ・文言整理。 	<p>(4) 大学間の連携 学都仙台コンソーシアムへの参画によるサテライトキャンパス単位互換授業の提供や，サテライト公開講座の実施などにより，大学間の連携を強化する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・目標年度(例)】 互換授業の実施 件(平成 年度) 件(平成 26 年度)</p> </div> <p>2 国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 国際交流を推進するための体制整備</p> <p>イ 国際センターの教職員を拡充する。</p> <p>ロ 海外大学との往来・情報交換を活発化させ，情報収集力を強化する。</p> <p>ハ 主催事業を積極的に開催し，情報発信に努める。</p> <p>(2) 海外大学等との連携</p> <p>留学学生の単位認定や共同研究，本県企業と海外大学との共同研究への支援など，実効性を重視した大学間協定締結を推進する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>→進出本県企業の提携大学との共同支援 →海外インターンシップ・プログラム推進</p> <p>(3) 留学・留学生支援 →世界の広い地域から留学生を受け入れるための制度整備 ・外国人留学生を対象とした特別入学試験制度の拡大 ・外国人留学生の増加に対する相談窓口の有効活用。 →短期留学生受け入れのための体制整備 ・日本人学生で外国に留学を希望する者に対する留学しやすい環境づくり →英語授業への学生海外研修の取り組み(再) ・留学支援における民間企業等との連携</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 理事長と理事会のリーダーシップ 理事長は、教育研究上の識見と大学運営力によって、リーダーシップを発揮 副理事長，理事は理事長を補佐。総務企画，教育，研究，人事，財務等の担当制にして，責任を明確化 理事会の十分な回数の定期開催。意思決定と執行の迅速性 理事長補佐体制＝理事長室（学長室）の設置，企画改革・広報・評価等で理事長のスタッフ機能</p>	<p>・文言整理。 ・「国費留学生」については，大学案の第1-1(2)イ「入学者受入方針～」を文言整理して記載（13頁）。</p> <p>・「(1)理事長のリーダーシップ」と「(3)法人の組織・体制整備（49頁）」「(4)教員及び事務職員の役割（49頁）」をまとめて，「(1)理事長を中心とする運営体制の構築」と項目名を修正。 ・識見や大学運営力は個人の資質の問題であり，計画になじまない。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】 大学間協定締結 10校（平成 年度）</p> </div> <p>(3) 留学・留学生支援 イ 留学生相談窓口を整備する。 ロ 外国人留学生を対象とした特別入学試験制度を拡大する。 ハ 外国人留学生の勉学意欲を高め，留学生受入れの一層の推進を図るため，国費留学生等の積極的な受入れを行う。 ニ 外国に留学を希望する学生に対する語学研修や留学試験の情報提供など留学しやすい環境を整備する。 ホ 民間企業と連携した留学支援を実施する。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 理事長を中心とする運営体制の構築 イ 副理事長及び理事は，総務企画，教育，研究，人事，財務等の担当制とし，その権限と責任を明確化する。 ロ 理事会の定期的な開催，機動的な運営により，重要事項を迅速に決定する。 ハ 理事長を補佐するため，理事長室（仮称）を設置し，企画・広報・評価等のスタッフ機能を備えた体制を整備する。 ニ 理事会，経営審議会，教育研究審議会の役割分担を明確にし，連携を密にする。 ホ 教授会の審議事項を精選し，教育研究審議会との役割分担を明確にする。 ヘ 内部監査機能の充実を図るため監査室を設置する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>(2) 戦略的かつ適正な資源配分 予算配分制度の適切な運営。セグメント制，算定基礎による学部・研究科教育費配分，センター予算配分 組織評価結果等の部局予算配分への反映 経営資源確保の努力と戦略的配分</p> <p>(3) 法人の組織・体制整備 理事会，経営審議会，教育研究審議会の有機的な連携 理事会，教育研究審議会と教授会の役割分担と連携 ・教員人事の円滑な実施 ・教育研究事項の改善の実施 各審議機関の効率的運営 事務組織の整備 ・理事会と事務組織、各理事と事務各課の連携 監事による監査，内部監査室による監事監査への支援</p> <p>(4) 教員及び事務職員の役割 教員及び事務職員の専門性の発揮，有機的一体性の保持 教授会担当事務職員の設置 事務職員の学部・研究科運営会議への参画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名を修正。 ・目標として示された「戦略的な取組」について記載が必要。 ・「(1) 理事長を中心とする運営体制の構築（48 頁）」に含めることとし，項目を削除。 ・組織として当たり前のことは記載不要。 ・監査室の役割について要検討（理事長直属 OR 監事の支援）。 ・「(1) 理事長を中心とする運営体制の構築（48 頁）」に含めることとし，項目を削除。 ・現在も担当職員はおり，会議に出席している。 	<p>ト 教職員がそれぞれの専門性を発揮するとともに，一体となって業務運営の効率的化を図る。</p> <p>(2) 戦略的な資源配分 地域に貢献するプロジェクトや学部横断的な研究など，戦略的な観点から予算を重点的に配分するシステムを構築する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>(5) 学外の有識者等の登用 副理事長及び専門性の高い分野の理事への学外者の登用 経営審議会の学外者審議員を 1 / 2 以上</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 —組織変更 平成 21 年度食産業学研究科（修士課程）の設置 慎重・周到に準備し平成 22 年度以降，看護学研究科博士課程を設置 できれば平成 23 年度に食産業学研究科（博士課程）を設置 定員充足状況，就職状況，教育研究や運営に関する各種の実績や評価結果等を踏まえ，学部の学科，研究科の見直し，再編 <u>3 センターの機能・実績評価による見直し</u> <u>共通教育センターの設置の検討</u></p> <p>—全学委員会の機能の実績による見直し</p> <p>—学部・研究科・センターの組織評価の継続実施，資源配分に反映</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 人事制度 —教員 —専任教員採用・昇任の選考・任用制の改正と効果的实施</p>	<p>・副理事長及び理事への学外者の登用（最低 1 人），経営審議会委員への学外者の登用（ 1 / 2 以上）は，定款規定事項であり，ある程度具体的でなければ記載する意味がない。</p> <p>・中期計画の認可を受ける際には，設置されているので削除。</p> <p>・2 つの博士課程の設置について，目標年度を明確に記載する。</p> <p>・「3 センター」では分かりにくい。</p> <p>・2 1 年度に設置する見込みであるので削除</p> <p>・項目名を削除し，文言整理。</p>	<p>(3) 学外の有識者等の登用 イ 財務，産学連携など，専門性の高い分野を担当する理事等に学外の有識者等を登用する。 ロ 経営審議会の委員に，経営に関する有識者，民間企業経験者等の学外者を積極的に登用する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 定員充足状況，就職状況，教育研究や運営に関する実績，評価結果等を踏まえ，学部，学科，研究科，専攻の見直し等を行う。</p> <p>(2) 宮城大学地域連携センター，国際センター，総合情報センター及び全学委員会の役割，機能について常に実績を評価し，必要に応じ見直しを行う。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 人事制度</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>特任，併任，招聘教員制等の実施 <u>専門業務型裁量労働制の円滑・効果的实施</u> ・勤怠の管理 ・兼業，学外研究，研修制度の円滑・効果的实施</p> <p>事務職員 <u>原則的に若干の幹部職員を除き法人採用職員（プロパー職員）に切り替え</u> ・当初 6 年間で約半数まで、毎年プロパー職員若干名採用 ・県派遣職員の平均法人在職期間の延長 ・内部昇任，キャンパス間人事異動の実施</p> <p>（ 2 ）評価制度 教員評価制度の継続・実施 <u>・教員評価をより妥当性・公平性の高いものにしていくための改善</u> ・給与，賞与等への反映</p> <p>事務職員評価精度の確立，実施</p>	<p>教員の採用に当たって，「第三者の視点」を記載。</p> <p>・大学案の第 1 - 1（ 3 ）イに記載の「非常に高い～有期の大学招聘教授任用を検討」を文言修正して記載（ 26 頁）。 大学案の第 1 - 1（ 3 ）イに記載の「任期制を適切に維持する」を文言修正して記載（ 27 頁）。 なお，「任期制」については要調整。</p> <p>・項目名を削除し，文言整理。</p> <p>「年俸制の導入」について要調整。</p>	<p>イ 教員の採用に当たっては，外部者の意見を取り入れる。 ロ 教員の効率的な教育研究活動に資するため，専門業務型裁量労働制を導入する。</p> <p>ハ 特定の課題に対応するため，任期付きの教員採用を実施する。</p> <p>ニ 優れた人材を確保するため，任期制をより一層推進する。</p> <p>ホ 事務職員については，初年度は県からの派遣職員を中心とするが，平成 22 年度以降，段階的に法人独自に職員（プロパー職員）を採用し，その割合を事務職員全体の 5 割まで引き上げる。</p> <p>ヘ 内部昇任，キャンパス間人事異動を実施し，活性化を図る。</p> <p>ト プロパー職員の他大学等との人事交流について検討する。</p> <p>チ 専門的業務を担当する任期付きの職員採用を必要に応じて実施する。</p> <p>（ 2 ）評価制度 イ 役員及び教員並びにプロパー職員に対し年俸制を導入し，毎年の業績評価により年俸を決定する。 ロ 教員の評価については，妥当性・公平性を重視しながら，現行の 4 領域（教育・研究・社会貢献・管理運営）による評価を行う。 ハ プロパー職員の評価については，他大学等の評価制度を踏まえ，勤労意欲の向上や能力の発揮に資する制度の導入を検討する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 事務組織の見直し</p> <p>—組織系統明確化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会—事務組織，理事長—事務部長—課長—班長の指揮系統 ・4 課体制。担当ジョブ制。但し，過度の縦割りの排除 ・課長・班長会議で調整。情報共有 ・専門職員（任期制）の配置 ・必要に応じて，横断的プロジェクトチーム編成運営参画 ・課長以上理事会出席 ・事務職員の理事長（学長）室，教育研究審議会，経営審議会，全学委員会への参画 ・学部・研究科運営委員会への参画 <p>(2) 事務の効率化</p> <p>事務手続き，決裁の可能な簡素化・自動化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>本部機能の集約</u> ・<u>業務の可能な限りでのネットワーク化・電子化</u> ・職員の情報処理能力の高度化（任用，派遣でも工夫） ・学内 SD の実施，外部研修の実施 研修によるスキルアップ ・定期 SD（事務職員集団研修）の実施 ・初任者研修実施 ・プロパー職員の他大学等との人事交流 ・オン・ザ・ジョブトレーニング制度化。マニュアルによる指導など 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務組織の詳細，運営の細部，出席する各種会議については計画になじまないので記載不要 ・プロパー職員の採用については，3（1）「人事制度」に記載済（51 頁）。 ・文言整理 ・職員の専門的な能力の向上，研修については，「（1）事務組織の見直し」に記載。ただし，研修制度の詳細については，記載不要。 ・プロパー職員の人事交流については，3（1）「人事制度」に記載済（51 頁）。 	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 事務組織の見直し</p> <p>イ 事務組織について毎年点検を行い，必要に応じて見直しを行う。</p> <p>ロ 職員の基礎的，専門的な能力向上のため，体系的な職員研修制度を整備する。</p> <p>(2) 事務の効率化</p> <p>イ 本部機能を大和キャンパス事務局に集約し，事務手続の簡素化を図る。</p> <p>ロ 事務処理フローの点検・見直しを行い，事務処理マニュアルを作成する。</p> <p>ハ 給与計算業務，窓口業務等の外部委託を行う。</p> <p>ニ 財務会計，学生教務等に係る業務のシステム化・ネットワーク化を推進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】</p> <p>業務の外部委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与計算業務（平成 21 年度） ・業務（平成 26 年度までに） <p>専門職員の配置数</p> <p>職 人（平成 26 年度までに）</p> </div>

大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】	大学案に対する意見	修正案
<p>第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 外部資金の獲得</p> <p>—地域連携センターに専任教員を配置し、研究コーディネイト及び地域連携の任務に当たらせる。—</p> <p>—科学研究費補助金など公募型競争的研究資金の応募数・獲得額の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託研究費及び奨学寄附金の受け入れ増加 ・外部資金教員平均 70～80 万円，約 1 億円獲得を目標（再） ・科学研究費間接経費（30％）を研究環境改善経費に充当 ・奨学寄付金・受託研究費等オーバーヘッド（10％）を光熱水料・研究補助職人件費・研究環境整備に充当 ・当該研究資金の獲得にあっては，迅速な公募情報の収集・提供が行える体制整備を図るなどの全学的な取り組み <p>(2) 自己収入の確保</p> <p>—授業料・検定料等学生納付金の確実な徴収 施設使用規程による施設使用料の確実徴収</p> <p>—外部研究費の獲得・間接経費の確保（再） 兼業報酬の一部納付（再）</p> <p>—「宮城大学奨学基金」の創設，寄付金収益の確保（再）</p> <p>—寄附講座・建物・研究設備・図書等の寄付の受入を促進（再）</p>	<p>・宮城大学地域連携センターへの専任教員の配置は，第 1 - 1(3)「適正な教員配置」に記載済（26 頁）。</p> <p>・教員の情報を外部に広報することが必要と考える。</p> <p>・外部資金の獲得には，インセンティブを与えることが必要と考える。</p> <p>・授業料等学生納付金については，「(3) 授業料等の適切な設定」に記載（54 頁）。</p>	<p>第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 外部資金の獲得</p> <p>イ 宮城大学地域連携センターが窓口となり，競争的外部資金に関する情報収集，申請手続き等の支援に組織的に取り組む。</p> <p>ロ 研究や活動内容をデータベース化した教員の情報を外部に対して積極的に広報することにより，外部資金の受入れを促進する。</p> <p>ハ 外部資金の導入を進めるために研究を積極的に行った教員に対し，研究費等に反映する仕組みを確立する。</p> <p>二 受け入れた外部資金に対し適切な間接経費を賦課し，受入増加のために活用できる予算を確保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・目標年度（例）】</p> <p>教員一人当たりの外部資金獲得額 円（平成 年度） 70 万円（平成 26 年度）</p> <p>外部資金獲得総額 円（平成 年度） 1 億円（平成 26 年度）</p> </div> <p>(2) 自己収入の確保</p> <p>イ 有料講習・研修を実施し収入の確保に努める。</p> <p>ロ 大学の外部者の施設利用を積極的に進め，施設利用規程に基づき施設利用料を徴収することにより，自己収入の増加を図る。</p> <p>ハ 各種主催事業のパンフレットやホームページのバナー広告を募集し，広告収入の確保に努める。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>各種主催事業への外部資金導入 広報への外部資金導入</p> <p>(3) 授業料等の適切な設定 入学者選抜手数料，入学金，授業料などについて，議会の承認する範囲内で適正な金額を設定し，社会情勢や他の国公立大学の動向を踏まえた適宜な見直し。 授業料については，納入の利便性の観点から，口座引き落とし等の納入方法の検討。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 理事会は，コスト意識をもってコストパフォーマンスの高い財務運営 教員及び事務職員一人ひとりが経費抑制の意識を強く持って行動 節水 節電及び電子メールの活用による管理的経費の削減や印刷消耗品費の節減の全学的な周知・徹底 発注内容の熟知，一括発注，複数年度契約などによる発注上のコスト削減工夫（財務担当理事，担当者） 費用対効果の大きい業務委託（アウトソーシング）の活用</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 資産の適正管理 ・定期的な資産の点検，適切な維持管理</p>	<p>授業料等については，法人の経営状況を勘案し，見直しが必要となる場合もある（要調整）。</p> <p>・ 文言整理。</p> <p>・ 文言整理。</p>	<p>(3) 授業料等の適切な設定 イ 入学者選抜手数料，入学金，授業料などについて定期的な見直しを行い，社会情勢や他の国公立大学の動向を踏まえ適正な金額を設定する。 ロ 授業料等の納付金について適正に債権管理し，口座引き落とし等により確実な徴収を行う。 ハ 授業料，入学金の減免制度について適宜見直しを行い，収入の確保に努める。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 役職員一人ひとりが経費抑制の意識を持って行動し節水，節電及び電子メールの活用等による管理的経費の削減や消耗品費の節減を周知・徹底する。 (2) 一括発注，複数年度契約などによるコスト削減により費用を抑制する。 (3) 委託が適切と思われる業務は業務委託（アウトソーシング）を積極的に活用する。 (4) 組織の見直しを行い，人件費の縮減に努める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 定期的な資産の点検を行い，適切に維持管理し不要品について売却を進める。 (2) 余裕資金の管理運用に当たっては，安全性・確実性に配慮する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>(2) 資産の活用・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の利用状況を適宜点検し，共同利用や一般開放を行うなど施設の有効利用の検討 ・余裕資金を運用する場合には，安全性・確実性を考慮 <p>第 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 自己点検・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> — 毎年評価委員会で，教員活動評価，組織評価，年次実績評価を行なう。— — 原則 6 年に 1 回本格自己点検評価実施・報告書作成。次回は平成 24 年度実施 ・評価項目は，客観性確保と評価作業の効率化のために認証評価及び中期目標・中期計画の項目に準拠。 ・証拠準拠-evidence-based な自己点検評価 — 自己点検・評価結果のホームページ等での公開 ・学生や県民など多方面の意見・評価の聴取，取り入れ — 実施組織：全学評価委員会。学部・研究科・センターの評価委員会等で対応 <p>(2) 第三者評価等への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> — 認証評価機関による第三者評価や公立大学法人宮城大学評価委員会による法人評価は法令事項であり，遺漏のない取組みを行なう。 ・これらの第三者評価結果は，認証評価機関や県によって公表されるが，法人も公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名を削除。 ・評価の手順や実施主体等は記載不要。 ・「評価方法の充実と厳正な評価」「自己点検・評価の実施時期」を記載し，文言整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・項目名を削除。 ・「認証評価機関の評価の実施時期」を記載し，文言整理。 	<p>第 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 学生や県民など多方面の意見を聴き，その意見を取り入れるなど評価方法の充実を図るとともに，自主的・自律的な大学運営の視点に立った組織的かつ厳正な評価を実施する。</p> <p>(2) 認証評価機関による第三者評価に向け，平成 24 年度に自己点検・評価を実施する。</p> <p>(3) 自己点検・評価をもとに客観的な評価を行うものとして，認証評価機関による第三者評価を平成 25 年度に受ける。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>—本学依頼の外部評価委員による「外部評価」（平成 14 年度に実施）は、第三者評価に比べて客観性が落ちるので、特別な事情がない限り行なわない。</p> <p>（ 3 ）評価結果の活用</p> <p>—第三者評価結果（認証評価結果平成 20 年 3 月）を改善に活かすことは義務になっているが、これを超えて積極的に改善・改革に取り入れる。</p> <p>・今回の認証評価結果を第 1 期中期目標・中期計画案及び初年度年度計画に反映</p> <p>・<u>次回認証評価結果を第 2 期中期目標・中期計画大学案に反映</u></p> <p>2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置</p> <p>（ 1 ）情報公開の方策</p> <p>法人運営の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすため、次のものを公開する。ただし情報公開法に基づき、個人情報、戦略事項、未決事項については、公表しない場合がある。</p> <p>—地方独立行政法人法で求められているすべての情報。中期目標・中期計画・年次計画、財務諸表等の実績報告書</p> <p>—役職員名、教育研究審議会委員名、経営審議会委員名</p> <p>—理事会議事要録</p> <p>—各種議事録（教育研究審議会、経営審議会、教授会）</p> <p>—教育情報（入試情報を含む）、研究情報（研究費配分を含む）、運営情報（委員会報告を含む）等、法人化以前の公開情報</p> <p>—情報公開法準拠の情報公開</p>	<p>・「外部評価を行わない」といった否定的な記載はしない。</p> <p>・項目名を削除</p> <p>・「評価結果により改善策を講じ、その結果は公表すること」の旨を記載し、文言整理。</p> <p>・項目名を削除</p> <p>・情報公開対象項目を羅列することは不要であり、「積極的な情報公開を行う」ことを記載し、文言整理。</p>	<p>（ 4 ）自己点検・評価や第三者による評価の結果は、経営審議会及び教育研究審議会や理事会で十分に内容を検討し、改善すべき点については適切な改善策を講じる。</p> <p>（ 5 ）評価の結果及び改善策については、次期中期計画の策定に当たり、その内容を反映させるなど、大学の業務運営の向上に役立てるとともに、ホームページなどにより公表する。</p> <p>2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置</p> <p>（ 1 ）法人運営の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすため、中期目標、中期計画、年度計画、財務諸表等をはじめ、理事会等の各種議事録等についてもホームページなどにより、積極的な情報公開を行う。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>(2) 個人情報保護に関する方策 —情報の公開にあたって、個人情報保護の観点から運用基準を定めるなど適切な措置— ・個人情報管理の徹底 ・インターネット等のセキュリティの強化</p> <p>(3) 広報活動に関する方策 —公式 HP の充実・活用 ・教育情報，研究情報，運営情報の定時発信 ・WEB 広報「くきやま便り」継続発行 ・教員データベースの維持・管理 ・学部運営ホームページの充実 —各種広報 ・大学案内，大学院案内，英文パンフレット等の発行 ・報道担当者の設置，機能強化 ・各センター独自広報の充実</p> <p>第 6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 施設の整備・有効利用 全学的に既存施設の利用状況の点検，施設の有効利用 施設設備の使用について，使用規程による使用 ・法人職員・学生の教育・研究・成果の社会への提供の本来業務使用は使用料を聴取しない。 ・目的外使用については，使用規程による使用料を着実に徴収する。休日使用には特別の光熱費・人件費を考慮。</p>	<p>・項目名を削除。</p> <p>・項目名を削除。</p> <p>・文言整理。</p>	<p>(2) ホームページを充実させ，教育情報や研究情報，大学運営情報などを分かりやすく定期的に発信する。</p> <p>(3) 学内における広報活動は報道担当者を配置し，年間の活動計画を策定するなど，効果的・効率的な広報体制を確立する。</p> <p>第 6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 (1) 土地建物などの活用状況の点検・評価を行い，有効利用を図る。 (2) 施設の整備に当たっては，中・長期的な計画を策定する。 (3) 設備の更新に当たっては省エネルギー等へ配慮するとともに，キャンパスレンジャー等学生参加型による，環境と共生し調和するエコキャンパスづくりを推進する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修正案</p>
<p>施設設備の維持管理については，管理規程を整備。適切かつ効率的に維持管理</p> <p>施設設備の整備では，大学の将来像を見据えた中長期的な計画を策定することとし，その策定にあたっては，既存施設設備の更新，教育研究環境の充実，すべての人にとって利用しやすいキャンパスの実現及び省エネルギー等へ配慮</p> <p>大和・太白キャンパス間の職員・学生の移動手段整備の継続検討</p> <p>キャンパスレンジャーをはじめとした学生参加型によるキャンパス美化に努める体制づくりの推進</p> <p>2 安全管理等に関する目標を達成するための措置</p> <p>労働安全衛生法等関係法令を踏まえた安全衛生管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災規程の整備・遵守 ・安全衛生規程の整備・遵守の徹底 ・毒物劇物取扱規程の整備・遵守の徹底 ・遺伝子実験取扱規程の整備・遵守の徹底 ・情報セキュリティ規程の整備・遵守の徹底 <p>火災や地震等の災害及び不審者侵入等による犯罪の防止等にあたって，対応マニュアルの周知徹底，定期的な研修・訓練の実施</p> <p>地域防災における大学の役割の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスタープラン策定 ・生活支援の「防災シンポジウム開催 ・学都仙台コンソーシアムの国公私連携防災プラン参画 	<p>・教職員と学生をひとまとめにして文言整理。</p> <p>・一文にまとめ，文言整理。</p>	<p>(4) 施設設備の維持管理については，管理規程を整備し，適切かつ効率的に行う。</p> <p>2 安全管理等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 労働安全衛生法等関係法令を踏まえ，関係規程等を整備し，学生及び教職員の安全衛生管理体制を確立する。</p> <p>(2) 災害及び犯罪等の不測の事態に備え，対応マニュアルの周知徹底を図るとともに，定期的な研修・訓練を実施する。</p> <p>(3) 地域防災における大学の役割を明確にするため，マスタープランを策定する。</p>

<p>大学案（平成 20 年 4 月 22 日提出） 【取消線は削除，下線部は修正】</p>	<p>大学案に対する意見</p>	<p>修 正 案</p>
<p>— 学生の安全衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生安否システムの有効活用 ・ 実習を行う場合の実習先における学生の安否確認の徹底 ・ 毒劇物・危険物の取扱い研修 ・ 情報セキュリティに関する対応方針を定め，<u>情報セキュリティ教育を徹底</u> ・ 地域防災グループの形成 <p>3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人権侵害防止対策規程の整備・遵守 ・ 内部・外部相談窓口，委員会開催の啓発・研修会の実施 — 就業規則に罰則・取扱について詳細に明文化 — 副理事長の下に懲戒審査会設置 <p>— その他教員・事務職員非違行為</p> <ul style="list-style-type: none"> — 就業規則に罰則・取扱について詳細に明文化 — みなし公務員としての不正には刑事告発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティポリシーの策定を追加し，文言整理。 ・ 一文にまとめ，文言整理。 	<ul style="list-style-type: none"> (4) 情報セキュリティポリシーを策定するとともに，関係規程等を整備し，情報管理体制を確立する。 (5) 情報セキュリティ教育を徹底する。 <p>3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害を防止するため，人権防止に関する規程等を整備するとともに，相談窓口を設置する。また，研修会等を通じて人権侵害防止について周知徹底を図る。</p>